

平成31年東懲第4号，同第5号，同法第1号

平成31年東懲第6号，同第7号，同法第2号（本会認知事案）

議 決 書

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

当委員会は，頭書事案について審査を終了したので，審議の上，次のとおり議決する。

主 文

被審査人酒井将を業務停止6月とする。

被審査人浅野健太郎を業務停止6月とする。

被審査人弁護士法人ベリーベスト法律事務所を業務停止6月とする。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 平成31年東懲第4号，同第5号，同法第1号（以下3件を併せて「請求事案」という。）

本件は，被審査人弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下「被審査法人」という。）の事務職員であった懲戒請求者が，被審査法人並びにその代表社員である被審査人酒井将（以下「被審査人酒井」という。）及び被審査人浅野健太郎（以下「被審査人浅野」という。）に対し，①司法書士法人新宿事務所（以下「新

宿事務所」という。)から140万円を超える過払金返還請求事件(以下「140万円超過払事件」という。)の紹介を受け、新宿事務所に対して一律19万8000円の紹介料を支払っていたとして、弁護士法(以下「法」という。)第27条及び弁護士職務基本規程(以下「基本規程」という。)第13条第1項に違反する、②債務整理事件の受任につき、140万円超過払事件のみの紹介を受け、受任することが債務整理事件処理の規律を定める規程(以下「処理規程」という。)第8条に違反する、③債務整理事件の受任につき、弁護士が依頼者と直接面談していないことが処理規程第3条第1項に違反する、として懲戒を請求したものである。

2 平成31年東懲第6号、同第7号、同法第2号(以下3件を併せて「会認知事案」という。)

本件は、被審査法人並びにその代表社員である被審査人酒井及び被審査人浅野について、被審査法人が新宿事務所に140万円超過払事件の紹介を受けたことの対価を支払ったことが、基本規程第13条第1項に違反し、弁護士法人あるいは弁護士としての品位を失うべき非行に当たるとして東京弁護士会(以下「本会」という。)が調査を命じたものである。

第2 前提となる事実

1 全事案共通

被審査法人は平成22年12月3日、弁護士法人として成立した。

被審査人酒井及び被審査人浅野は、弁護士法人設立時から現在に至るまで、被審査法人の代表社員の地位にある弁護士である。

2 請求事案

(1) 懲戒請求者は、平成28年3月1日から同年8月5日までの間、被審査法人において事務職員として勤務していた者である(請求事案乙13)。

(2) 被審査法人と新宿事務所は、平成27年4月28日、同月1日付け業務委

託契約書（請求事案乙26。以下「本件業務委託契約書」という。）を締結した。本件業務委託契約書第1条は、同契約の目的を被審査法人が受任した140万円超過払事件に関し、設備投資を抑制し、迅速かつ安定的に事務処理を行うために業務の一部を新宿事務所に委託すること、第2条は、被審査法人が新宿事務所に対し以下の①ないし⑥の業務を委託すること、第3条は、業務委託料として、被審査法人は新宿事務所に対し、1件（貸金業者1社）につき19万8000円（消費税別、以下税別の表記は省略して単に「19万8000円」という。）を支払うことと規定している。

① 新規依頼表及び法律相談結果データ作成

- ・お客様の本人確認情報の取得
- ・取引履歴開示のための必要項目聴取
- ・個人情報漏洩防止策及びその対応方法調査
- ・お客様属性分析調査
- ・債権者一覧表の作成
- ・新宿事務所が法律相談によって取得した情報の納品
- ・お客様が被審査法人に依頼する際に必要な情報の納品

② 各債権者からの取引履歴データ及び証書の引継ぎ

- ・お客様に対する請求・督促停止を求める文書の送付
- ・お客様の取引の有無に関する該当確認
- ・債権届及び取引履歴等の取り寄せ
- ・受領する債権届及び取引履歴等の郵送物開封作業
- ・郵送物開封後の債権届及び取引履歴等の保管
- ・債権届及び取引履歴等の電子的データの納品

③ 引き直し計算書及び証書データ作成

- ・債権届及び取引履歴等に基づく借入金額・支払金額・取引日の入力、引き直し計算（法定利息計算）、OCRシステムによるデータ取り込み

- ・OCRシステムからのデータ転記
 - ・最終取引日の消滅時効のチェック
 - ・過払金の利息充当計算
 - ・過払金の算定のうるう年計算
 - ・引き直し計算のデータ納品
- ④ 裁判用書類及び交渉用書類のデータ作成
- ・裁判籍調査
 - ・当事者目録作成
 - ・過払金返還請求の訴訟物の価額算定
 - ・ちょう用印紙額の算定
 - ・請求の趣旨及び請求の原因の起案
 - ・添付すべき付属書類の起案
 - ・起案した訴状のデータ納品
- ⑤ 裁判所用書類一式の作成及び訴訟準備支援
- ・被審査法人の指示に基づく訴状（正本・副本・弁護士控え）作成及び納品
 - ・裁判籍調査
 - ・当事者目録作成
 - ・過払金返還請求の訴訟物の価額算定
 - ・ちょう用印紙額の算定
 - ・提訴用の郵送準備
 - ・代表者事項証明書の取得

（３）被審査法人は、平成２８年４月当時、新宿事務所から簡易裁判所の事物管轄を超える訴額１４０万円超過払事件の紹介を受け、本件業務委託契約書に基づき、新宿事務所に対して１件につき１９万８０００円の金員を支払った。被審査法人が新宿事務所に支払った平成２８年４月分の業務委託料の合

計は、件数339件、金額にして7249万1760円（消費税込）である（請求事案甲2、名目は「書類作成支援」となっている。）。

- (4) 被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員として、本件業務委託契約を締結すること並びに140万円超過払事件の依頼者の紹介及び引継ぎを受けたときは、1件につき19万8000円を新宿事務所に支払うことを決定した。

3 会認知事案

- (1) ■吉■（以下「■吉」という。）は、平成28年3月10日、過払金の返還について事前に電話で相談をした新宿事務所を訪れ、同事務所に債務整理や過払金の返金等を依頼する内容の「ご依頼書」に署名・押印した（会認知事案甲1、会認知事案丙1）。

新宿事務所は、■吉を代理してアコム株式会社（以下「アコム」という。）から同人の取引履歴を取り寄せた。取り寄せた■吉の取引履歴を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算したところ、■吉のアコムに対する債務は残存せず、逆に140万円を超える過払金を請求し得る可能性があることが分かった（会認知事案甲9）。

- (2) 新宿事務所は、同年6月28日、法律上司法書士に認められた代理権の範囲を超えるため、■吉のアコムに対する過払金返還請求についての代理を依頼するべく、被審査法人に連絡した。

被審査法人の■■■■■弁護士は、同月29日、新宿事務所に赴いた上で同事務所から■吉に電話をかけ、その後、被審査法人から■吉に対し、「ご依頼書」や訴訟委任状等が送られた（会認知事案甲14、会認知事案丙1）。

■吉は、被審査法人から送られた「ご依頼書」及び訴訟委任状に署名・押印し、被審査法人に返信した（会認知事案甲1、会認知事案丙1）。

被審査人酒井及び被審査人浅野は、同年7月27日、■吉を含む5名の原告の訴訟代理人として、東京地方裁判所に対し、アコムを被告とする過払金

返還請求訴訟を提起した（会認知事案甲11）。

（3）被審査法人は、平成26年12月25日から、新宿事務所が受任した依頼者のうち、140万円超過払事件の紹介を同事務所から受けており、新宿事務所との本件業務委託契約書を交わし、依頼者の紹介及び引継ぎを受けたときは、1件につき19万8000円を業務委託料として同事務所に支払っていた（会認知事案甲10、会認知事案乙25）。

（4）被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員として、本件業務委託契約書を交わすこと並びに140万円超過払事件の依頼者の紹介及び引継ぎを受けたときは、1件につき19万8000円を新宿事務所に支払うことを決定した（会認知事案乙25）。

また、被審査人酒井は、本件業務委託契約書に、被審査法人の代表社員として記名・捺印した（会認知事案甲10）。

（5）新宿事務所は、平成28年8月9日、被審査法人に対し、本件業務委託契約書に基づいて、同年7月分の業務委託料を請求した。新宿事務所がこのとき請求した金額の中には、■吉の件に係る分が含まれていた（会認知事案甲6、会認知事案甲7、会認知事案甲13）。

被審査法人は、同月31日、上記請求に応じて、新宿事務所に対し、■吉の件に係る対価である19万8000円を含む金員の支払を行った（会認知事案甲6、会認知事案甲7）。

（6）■吉は、同年9月12日、法テラス多摩を訪れ、秋山努弁護士（以下「秋山弁護士」という。）に株式会社プランネルからの借入金の件について法律相談をした。■吉は、同月14日にも秋山弁護士に相談をし、その後、新宿事務所、被審査法人との委任契約を解除し、秋山弁護士に任意整理を委任した（会認知事案甲1）。

（7）本件の調査の経過は、次のとおりである。

ア 本会は、平成29年2月8日、被審査人酒井及び被審査人浅野に対する事

情聴取を行い（会認知事案甲14）、これに基づき、同月16日、被審査法人に対し、新宿事務所からの■吉の事件移管に関する資料の提出を要請した（会認知事案甲2）。

これに対し、被審査法人からは、同年3月1日、新宿事務所との間で交わされた本件業務委託契約書等が提出された（会認知事案甲3）。

イ 本会は、同年6月12日、本会非弁提携行為の防止に関する会規第6条所定の調査を開始するとともに、被審査法人に対し、同会規第7条に基づく調査への協力を要請した（会認知事案甲4）。これを受けて、同年7月14日、被審査人酒井及び被審査人浅野に対する事情聴取が行われた（会認知事案甲15）。

ウ 本会は、同年8月4日、新宿事務所に対し、事情聴取への協力を依頼した（会認知事案甲5）。これを受けて、同年9月6日、新宿事務所の代表社員である齋藤禎範司法書士及びかつて代表社員であった阿部亮司法書士に対する事情聴取が行われた（会認知事案甲16）。このとき、新宿事務所からは、■吉の件に関して被審査法人に引き渡したとする訴状が提出された（会認知事案甲12）。

エ 本会は、同年8月10日、被審査法人に対し、調査協力要請書をもって照会を行い（会認知事案甲6）、同年9月29日、被審査法人からは回答書及び弁明書が提出された（会認知事案甲7、会認知事案甲8）。

第3 懲戒請求事由の要旨

1 請求事案

（1）懲戒請求事由1

被審査法人は、新宿事務所から140万円超過払事件の紹介を受け、新宿事務所に対して1件につき一律19万8000円の紹介料を支払っている。

新宿事務所は、毎月300件を超える過払金請求事件を被審査法人に紹介

することで多額の対価を受け取っており、その額は平成28年4月分だけでも7249万1760万円（消費税込）に上る。新宿事務所は報酬を得る目的で過払金請求事件の周旋をして被審査法人から対価を受け取っているので、法第72条後段（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）に違反する。

よって、被審査法人が新宿事務所から事件の周旋を受け、対価を支払う行為は、法第27条（非弁護士との提携の禁止）に違反する。

また、被審査法人の上記行為は、基本規程第13条第1項（依頼者紹介の対価支払の禁止）に違反する。

（2）懲戒請求事由2

被審査法人は、上記の紹介を受けるに当たり、紹介を受けた依頼者の債務状況の全体を把握することなく、140万円超過払事件のみの紹介を受け、受任している。

被審査法人のこの行為は、処理規程第8条（他の債務の把握義務・過払金返還請求事件のみの受任の禁止）に違反する。

（3）懲戒請求事由3

被審査法人は、債務整理事件の大半を電話のみで受任しており、弁護士が依頼者と直接面談の上で受任していない。被審査法人は平成28年3月に583件の債務整理案件を受任したが、そのうち事務所に来所し、弁護士と直接面談を行った上で受任したのはわずか30件であった。被審査法人は、電話での法律相談を希望する依頼者には「ご来所が困難なお客様へ」と題した書面を送付し、依頼者に来所ができない理由をチェックした上で提出するよう求めるだけで、面談することが困難な特別な事情があるか否かを弁護士が正確に判断することなく電話のみによって受任している。また、来所が困難な事情がやんだ後に、弁護士が直接面談を実施して必要事項を聴取するということも一切行っていない。

被審査法人のこの行為は、処理規程第3条第1項（弁護士が債務者と自ら

面談して事情聴取する義務)に違反する。

(4) 被審査人酒井及び被審査人浅野について

被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員弁護士として、懲戒請求事由1ないし3の各行為を自らの指示によって社員、従業員に行わせている。これは法第56条第1項の品位を失うべき非行に当たる。

2 会認知事案

(1) 懲戒請求事由1

被審査法人は、平成28年8月31日、■吉を依頼者とする過払金返還請求事件の紹介を受けたことの対価として、新宿事務所に対し、19万8000円を支払った。

(2) 懲戒請求事由2

被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員であるところ、被審査法人の業務として、新宿事務所との間で、新宿事務所から140万円超過払事件の依頼者の紹介を受けたことに対して対価を支払う内容を含む契約を締結することを決定した上、これに従い、新宿事務所に対し、■吉の紹介を受けたことの対価として19万8000円を支払った。

(3) 被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅野の上記行為は、基本規程第13条第1項に違反し、法第56条第1項の品位を失うべき非行に当たる。

第4 被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅野の弁明の要旨

1 請求事案に対する認否

(1) 懲戒請求事由1について

被審査法人が新宿事務所から140万円超過払事件の紹介を受けたこと、及びこれに関連して新宿事務所に対して1件につき19万8000円の支払をしたことは認める。

しかし、この19万8000円は事件紹介の対価や周旋の対価ではなく、

新宿事務所から引き継ぐ成果物の対価及びその後に依頼する訴状等裁判書類作成支援業務の対価である。

新宿事務所が、これらの成果物の譲渡及び業務受託に伴い支払を受けた金員は、司法書士が合法的になし得る実体ある業務の合理的な対価である。

(2) 懲戒請求事由 2 について

被審査法人が新宿事務所から 140 万円超過払事件の紹介を受ける本件のような場合は、そもそも処理規程第 8 条の適用場面ではない。

なぜなら、当該依頼者に係るその他の債務については、新宿事務所が依然として債務整理業務に当たっており、依頼者の利益は適法・適切に保護されているからである。

また、被審査法人は、新宿事務所がまとめた依頼者の他の債務状況の資料や依頼者との面談によって、依頼者の他の債務については適切に把握していた。

(3) 懲戒請求事由 3 について

被審査法人において、面談することが困難な事情がないにもかかわらず電話のみで受任していたという事実はない。

平成 28 年 3 月に受任した 583 件のうち、処理規程第 3 条第 1 項の対象になるのは 99 件にすぎず、そのうち事務所に来所し、弁護士と直接面談を行った上で受任したのは 22 件であった。また、事後的に面談した案件が 8 件ある。

被審査法人における債務整理事件は、主な集客方法としてインターネットに広告を出稿し、これを見て問合せの電話をかけてきた相談者に対し、「聴き取りシート」を使用するなどして、受任前の段階で、対面で法律相談した場合と同程度の内容の詳細な事情聴取及び法律相談を実施している。

その一方で、委任契約書に署名・押印するためだけに法律事務所まで赴くことが委任のための必須の条件であるという考え方を採れば、相談者は委任

自体を差し控えてしまうことになりかねない。したがって、処理規程第3条第1項を厳格に解釈する場合は、弁護士顧客獲得方法を制限し、需要者の利益を不当に害するもので、同規定は独占禁止法に違反する。

(4) 被審査人酒井及び被審査人浅野について

被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員として懲戒請求事由1ないし3の各行為の指示をしたことは認めるが、いわゆる不正行為の指示は一切行っていない。

2 会認知事案に対する認否

(1) 懲戒請求事由1について

被審査法人が平成28年6月28日に新宿事務所から■吉のアコムに対する過払金返還請求事件の紹介を受けたこと、同年8月31日に新宿事務所に19万8000円を支払ったことは認めるが、同金員には依頼者紹介の対価としての性質は含まれない。

上記金員は、依頼者紹介の対価ではなく、被審査法人と新宿事務所との間の業務委託契約に定める成果物引継ぎ及び裁判書類等作成業務の対価である。

(2) 懲戒請求事由2について

被審査人酒井及び被審査人浅野が被審査法人の代表社員であること、新宿事務所との間で業務委託契約の締結を決定したことは認めるが、同契約書には、140万円超過払事件の依頼者紹介を受けたことに対して対価を支払うとの内容は含まれていない。

3 被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅野の弁明

(1) はじめに

本件は、隣接士業である司法書士が受任して代理権超えとなった多数の案件を弁護士が引き継ぐに当たり、依頼者のため迅速な過払金の回収を可能にするために、いかにして、それまでに司法書士が行った業務成果物を引き継ぎ、また、裁判書類作成業務を適法に行うことができる司法書士の助力を得

るかという重要な問題を取り扱うものである。この場面で対価の支払があることは当然であり、かかる対価の支払をもって安直に紹介料と認定することは許されない。

(2) 司法書士における債務整理業務の特殊性

ア 司法書士が代理権の範囲を把握する過程

司法書士については、簡裁代理権すなわち司法書士法第3条第1項第6号イ・ロ及び同項第7号の範囲内である訴額140万円以内の事件においてのみ代理権が認められる。

しかし、債務整理や過払金返還請求においては、取引履歴の開示を受け、利息制限法に基づく引き直し計算をしない限り、依頼者が、いかなる債務をいくら負担しているか、いくら過払金返還請求権を有しているかを正確には認識できない。

そのため、司法書士法は、司法書士に一定の代理権を認めていることの当然の帰結として、当該代理権の有無を判断するために必要な事案把握のための事実確認作業を行うことも許容していると解される。

こうした事案把握は単なる事実関係の調査であって、それ自体が紛争性を帯びているものではない。したがって、この段階まで司法書士の関与が許容されることは当然であり、非弁護士による法律事務の取扱いに該当しない。

イ 代理権超えが判明した場合における司法書士の案件取扱い

司法書士として、調査の結果、140万円超過払事件であることが判明した場合に依頼者に提案できる方策としては、主として以下の2つが考えられる。

第1に、司法書士が依頼者本人に交渉上の助言と本人訴訟についての書類作成支援をすることである。しかし、これは依頼者との関係で代理権超えの事件についての法律相談を行うことになるし、本人訴訟支援もそのやり方によっては司法書士法第3条第1項第6号イ・ロ及び同項第7号の潜脱となり

かねない。依頼者から見ても、自ら貸金業者と交渉し、訴訟を行うのは大きな負担である。

そこで、第2の方策として、司法書士において、140万円超過払事件について、信頼が置けて能力もある弁護士に案件を紹介し、代理人に就任してもらい、依頼者の権利を速やかに実現してもらうことである。このことは、実際上の必要性・合理性があり、依頼者の権利を保護する観点からも妥当である。

ウ 成果物の引継ぎには合理性があること

新宿事務所が代理権超えを認識するまでの間に、依頼者からの事情聴取、取引履歴の開示請求、引き直し計算まで行っているのにこの成果物を利用せず、被審査法人が同じことをやり直したのでは、依頼者に無用な時間、労力、経済的負担をかけることになる。新宿事務所の手元にある成果物を譲り受け、被審査法人がこれに補充的な調査・検討を加えて早期に事件を解決しようとすることは合理的であって、非難されるべきものではない。

(3) 業務委託契約の正当性

本件業務委託契約書第2条に記載された前記①から③までの業務は、司法書士が自ら扱う案件が簡裁代理権の範囲内であるかどうかを検討するために、適法になし得る事案把握作業及びその成果物である。

同じく④及び⑤の訴訟準備支援は、司法書士が依頼者である被審査法人のために行う書類作成支援業務であって、対内的に行うものである限り、適法に行い得る業務である（司法書士法第3条第1項第4号）。いわば本人訴訟支援の本人が被審査法人であるというイメージである。

(4) 周旋や紹介の対価ではないこと

ア 被審査法人が新宿事務所に対して支払った金員は、被審査法人が新宿事務所に対して委託した業務の対価（正確に言えば、それまでの業務成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の対価）であり、事件の周旋や紹介の対価ではな

い。

対価の支払が「紹介料」とは評価されないことは、対価の対象となる業務の実質があり、その対価が合理的なものであることによって裏付けられる。

イ 弁護士Aが、顧客を司法書士Bから紹介された場合、例えば、Bが顧客から株主総会全般の指導について依頼を受けたが、議事録作成と登記以外に経験がないため、Aを紹介し、Aが顧客と契約し、株主総会議事録の作成及び役員変更登記のみをBに業務委託し、全体について報酬として100万円を受領し、そのうち20万円をBに業務委託料として支払うことに問題はない。

本件は、この例の相似形である。被審査法人と新宿事務所との間で、19万8000円が、司法書士法第3条第1項第7号（ただし、代理権超えが判明するまでの業務）に基づき新宿事務所が作成した成果物の引継ぎ及び同項第4号で認められる書類作成業務に対する報酬であると合意されている以上、新宿事務所から案件の紹介があるからといって、これが、法第72条後段及び基本規程第13条第1項の周旋や紹介の対価に変容することは有り得ない。

ウ 新宿事務所が完全成功報酬制であったことをもって紹介料とすることは許されない。新宿事務所が被審査法人に引き継ぐまでに行った業務に関し、新宿事務所が完全成功報酬制を適用して無報酬としていた事実はないが、そもそも完全成功報酬制の適用範囲に関して、司法書士が代理権超えを理由に辞任せざるを得ない事案でも、完全成功報酬制である以上それまでの業務成果物について報酬を観念し得ないと解することはできない。

(ア) 140万円超過払事件は、過払金が発生していないために過払金を回収できない事案とは異なる。司法書士の代理権が制限されていなければ、140万円超過払が判明するまでの業務分を含めて司法書士報酬の確保が正当化されるべきである。

(イ) 実際にも、新宿事務所は、被審査法人に対し140万円超過払事件を引き継ぐようになる前に、140万円超過払が判明するまでの調査業務及

び司法書士法第3条第1項第4号に基づく裁判書類作成業務の対価として19万8000円を依頼者との間で精算する旨合意していた（請求事案乙43の4頁及び添付資料3）。

被審査法人に140万円超過払事件を引き継ぐようになってからは、新宿事務所が依頼者から調査業務及び裁判書類作成業務を請け負うことを前提とした規定は削除された。しかし、これは、新宿事務所が、それまで依頼者から調査業務及び裁判書類作成業務を請け負う前提で依頼者と精算していた140万円超過払が分かるまでに行った調査業務及び裁判書類作成業務の報酬（1件につき19万8000円）を、被審査法人と直接精算するようになったからであり、それまでに行った業務について無報酬としたからではない。

新宿事務所と依頼者本人との間で報酬の支払が行われていたことが、新宿事務所から引継ぎを受ける弁護士が存在する場合には、依頼者本人が報酬の支払をしなくなっただけのことである。新宿事務所と依頼者との間で行われていた当初の精算が新宿事務所と引継ぎを受けた弁護士との間の精算に変更された背景については、新宿事務所と依頼者との間の契約書に19万8000円を支払うことが記載されていると、その後事件が弁護士に引き継がれることになったときに、貸金業者から有償周旋に当たるのではないかと指摘され、訴訟の争点になっていったことから、依頼者との間で報酬の合意をすることをやめ、事件を引き継ぐ弁護士が依頼者に代わって新宿事務所と19万8000円の合意をすることになったためである（懲乙6）。いまだ過払金を回収できていない依頼者に代わって、引継ぎを受けた弁護士が将来的に回収する過払金を引当てとして新宿事務所に19万8000円を支払い、新宿事務所から成果物を引き継ぐとともに、裁判書類作成業務の提供を受けることには十分な合理性がある。

（ウ）本件で行われていることは、更に進んで、新宿事務所から引き継がれる

案件を独力で対応すれば処理可能な業務量を超えてしまう状況で、新宿事務所において司法書士法上適法に行うことができる業務を利用すればこれに対応できるとの協議内容を踏まえ、被審査法人自身が需要者として、引継ぎ前に新宿事務所が行っていた業務の成果物を譲り受け、裁判書類作成業務も委託するためにその報酬として19万8000円を支払う契約の当事者になっただけである。

これは、新宿事務所との間で引継ぎ前に行っていた業務の成果物及び裁判書類作成業務につき19万8000円の報酬を合意していた相手が、依頼者から被審査法人になり代わっているだけで実態は全く同じである。にもかかわらず、依頼者が19万8000円を支払えば正当な司法書士報酬であるのに、被審査法人が同額を支払えば依頼者紹介の対価と決め付けるのは、背理というほかない。

(5) 委託業務の実質があること

ア 本件は、決して業務委託を仮装して依頼者紹介の対価を支払っているものではない。

新宿事務所は、債務整理及び過払金返還請求事件について、25万件以上の解決実績がある司法書士法人である。本件業務委託契約締結時には、100人以上の司法書士、500人以上の事務職員を擁し、専用の業務処理システムを構築しており、豊富な経験と専門的知識を背景に、それまでの業務成果物を被審査法人に引き継ぎ、さらに、被審査法人から委託を受けた裁判書類作成業務を実施していた（実際の納品時の写真は懲乙10の1ないし懲乙10の4）。

また、被審査法人においても、新宿事務所の成果物（新宿事務所が作成した引き直し計算書の利用状況について請求事案乙22）と新宿事務所が作成した書面（サンプルとして請求事案乙27、懲乙11の1ないし懲乙14の6の2）を実際に利用しており、委託業務は名目的なものではなく実体があ

る。

イ さらに、被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ案件について過払金返還請求訴訟を提起する場合、印紙代の節約と担当弁護士の出廷の負担を軽減するため、同一の貸金業者を被告とする原告同士の共同訴訟の形態を採ることとしていた。そのため、新宿事務所から依頼者ごとの訴状データの納品を受けた後で、共同訴訟用の訴状への修正を依頼し、裁判書類一式（訴状、証拠説明書、証拠のそれぞれの正本、副本、控え）を紙ベースで納品してもらっていた。

共同訴訟用の裁判書類の作成と納品は、最も作業ボリュームのある部分であり、被審査法人の担当弁護士が共同訴訟用の裁判書類の作成を行うとなると、迅速な訴訟提起ができずに依頼者に不利益となってしまう。新宿事務所が被審査法人の担当弁護士の指示に従って共同訴訟用の裁判書類一式を作成し、これを納品してくれることは、被審査法人の業務負担を軽減するのみならず、依頼者にとっても迅速な訴訟提起による過払金の早期回収の実現に資するものであった。

ウ 結果的に新宿事務所が作成した裁判書類が使われないことがあることや一部で新宿事務所による共同訴訟用の裁判書類が作成されないことがあるからといって、実質的な紹介料であるとすることはできない。

被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ140万円超過払事件を原則として訴訟提起しており、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託する必要があった。

これは、140万円超過払の事案では取引期間が長く、過払元金と過払元利金を比較すると平均して100万円を超える差が生じるところ、任意和解の交渉では貸金業者が遅延損害金を支払ってこないため、依頼者の利益のため回収額を最大化すべく、原則として訴訟提起して過払元利金の回収を図ることを方針としているからである。被審査法人は、任意和解で解決できな

かった案件は実際に全て訴訟を提起しており、その提訴率は平均すると80%近くになり、任意和解で解決する事案は約20%にすぎない（懲乙6）。

そのため、結果的に任意和解に至る事案であっても、いつでも提訴できることを貸金業者に伝えて依頼者のために回収額を最大化すべく強気の交渉を行い、交渉が不調となれば直ちに提訴する状況を整えておくためには、案件を引き継ぐ段階から新宿事務所に裁判書類作成業務を委託する必要があった。また、消滅時効の完成が迫っている過払金返還請求権を消滅時効にかけないという点からも必要なことであった。

被審査法人が新宿事務所に裁判書類作成業務を委託していたのは、任意和解が成立するか否かを問わず、それを行うことが依頼者の利益となるからであり、決して必要のない業務を委託していたものではない。

（6）委託業務の対価の相当性

ア 被審査法人は、新宿事務所に対し、業務成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の対価として1件につき19万8000円を支払うこととしたが、この金額は合理的な額である。

イ まず、本件業務委託契約書に係る前記①から③までの業務については、作業に専門知識を有する司法書士が関与して、合計で6時間程度がかかるものと見られる。特に同③の引き直し計算については、140万円を超える過払金が発生するような事案では取引履歴も長期にわたるため分量も多く、取引の分断や一連計算など検討すべき論点も多くなる。そうすると、司法書士の平均的なタイムチャージを時間当たり1万円前後とし、補助者の関与、事務所賃料、業務処理システムの構築費・運用費などを考えると、その成果物の対価を10万円程度とするのは決して不合理ではない（請求事案乙43、懲乙6）。

ウ 次に、同④及び⑤の裁判書類作成支援についても、10万円程度の対価とすることは決して不合理ではない。平成25年2月に実施された日本司法書

士会連合会による司法書士へのアンケート結果(請求事案乙43添付資料1)によれば、訴状作成費用のみで(証拠説明書等の作成は含まれていない。)、関東地区の全体の平均値は7万9094円(請負代金請求事件)あるいは9万6332円(建物明渡請求事件)であり、関東地区の高額者10%の平均値は23万円(請負代金請求事件)あるいは30万円(建物明渡請求事件)となっているからである(請求事案乙43、懲乙6)。

エ したがって、1件につき19万8000円の対価は、新宿事務所が行っていた業務に照らしても、被審査法人の報酬金額とのバランスからしても、新宿事務所の負担しているコストからしても、司法書士法第3条第1項第7号及び同項第4号で認められる業務の対価として適正な範囲であり、周旋料や紹介料を含むものと評価されるようなものではない。

(7)「ワンストップ・サービスにおける報酬分配」であり正当である

本件は、司法書士と弁護士が連携して、訴額140万円超えが判明するまでの調査業務と裁判書類作成業務を司法書士が、その後の準備書面作成・和解交渉・出廷業務は弁護士が分担して、依頼者に対してワンストップ・サービスを提供したものである。このような協力関係は、法的サービスを迅速に提供するために弁護士と司法書士が協力関係を構築したものといえ、かつ、依頼者の利益にかなうものである。

したがって、実質的に「合理的な基準に基づいて弁護士報酬の分配」がなされているので、基本規程第12条の正当な理由がある場合に当たる。

(8) 本件では依頼者の負担は一切増えていない

被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ案件か、そうでない案件かを問わず、同一の弁護士費用を設定している。つまり、被審査法人が依頼者から受ける報酬は、新宿事務所から引継ぎを受けた場合でも新宿事務所を介さず受けた場合でも異なることはないため(前者の場合のみ、被審査法人が、過払金返還請求事件で得る将来の報酬を引当てとして、新宿事務所がそれまで

に行っていた業務成果物と被審査法人が委託する裁判書類作成業務の対価として合計19万8000円を新宿事務所に支払っていた。)、被審査法人が新宿事務所に支払う報酬が依頼者に転嫁されることはない(ちなみに、被審査法人の報酬料率は新宿事務所が依頼者から受ける報酬料率を上回ることもない。))。

したがって、事件を周旋する者がいることによって依頼者の負担が増加し、「当事者その他の関係人らの利益をそこね」ということもないため、この意味でも本件では法第72条後段、法第27条及び基本規程第13条第1項の趣旨は害されていない。

(9) これまでに決まったルールやガイドラインが制定されていない

弁護士以外の者から案件の紹介を受け、併せて成果物も引き継いだ場合、また、引継ぎ後に作業を依頼した場合に、それらの対価を、誰が、どのようにして支払うべきかについて、これまでに決まったルールやガイドラインが制定されていない。

ところが、弁護士から他士業に対するこれらの費用の支払が「紹介の対価」とであると安易に認定されては、弁護士と他士業の協業に大きな萎縮効果をもたらしかねず、法的サービスを必要とする需要者が適切に法的救済を受けられない、あるいは、 unnecessary コスト負担を強いられることになりかねない。

取り分け、司法書士と弁護士は、簡裁代理権の範囲内の案件については業務範囲が重なっており、司法書士が案件についての事実を把握していく過程で訴額が140万円を超えたことが判明した場合には、司法書士は以後案件を扱うことができなくなるが、他方で法的サービスを必要とする需要者がいるという事実は消えないので、司法書士から弁護士が案件を引き継ぎ、協業することは、需要者の迅速かつ適切な救済を図り、その際に unnecessary コスト負担を及ぼさないという観点から必要性は極めて高い。

いたずらに、基本規程第13条第1項を持ち出して司法書士から弁護士へ

の事件の引継ぎを威嚇し、その分断を図るのは、需要者の利益に合致しない。弁護士と隣接士業の協力関係が構築されることは国民に良質なリーガルサービスを迅速に提供する上で有効な事柄であり、そのためにも本件では何が需要者の利益であるのかという視点から、適切に司法書士から弁護士に事件が引き継がれるように、基本規程第13条第1項を解釈運用しなければならない（懲乙5、懲乙19ないし懲乙21、懲乙24）。

日本弁護士連合会と日本司法書士会連合会において、司法書士の簡裁代理権の範囲を超える案件の弁護士への引継ぎに関するガイドラインを制定していない中で、被審査法人は、法令・判例調査や外部の第三者の弁護士の意見を取得したり、過去の新宿事務所と依頼者との合意内容や司法書士報酬の相場を検討したりするなど熟慮の上、法的に問題がないと判断をして、新宿事務所が行った業務に関する報酬を支払うことを決めたものであり、そのような行為を「品位を失うべき非行」とすることは許されない（懲乙5、懲乙28、懲乙32）。

（10）法第27条違反に関する弁明

ア 認定司法書士は、非弁護士には含まれない。

司法書士から弁護士に代理権超えが判明した案件の引継ぎを行うことは、平成14年改正司法書士法によって司法書士に簡裁代理権が認められて以降、制度上一定割合で発生することが不可避な事象である。そして、司法書士から弁護士への案件の引継ぎは、いわゆる紹介屋の事案とは性質・類型を全く異にする。

反社会的勢力ともいえる紹介屋による種々の実害がある案件の類型と、簡裁代理権を認められている国家資格者である司法書士からの引継案件の類型とを「どちらも弁護士でない者から案件の紹介を受けている」というだけの形式的な理由だけで、同一視すべきではない。

イ 対価性の問題

法第72条後段が禁じているのは「報酬を得る目的で業として行われる周旋」であって、必要な場合に司法書士が弁護士に案件を引き継ぐこと自体が禁止されているわけではないし、引継ぎの前後に司法書士が行った業務に対する正当な対価の支払が禁じられているわけではない。

ウ 行為の法秩序に及ぼす影響すなわち法益侵害の問題

法第72条の解釈に当たっては、同条の立法趣旨に立ち返って、問題とされている行為が「当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正円滑なとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになる」かどうかという点から、帰納的に検討されることも不可欠である。もともと非弁提携の規制は依頼者の利益保護のためであるから、依頼者の利益を保護するという視点から外れて安易に拡張的に解釈することは、一般市民からの支持を得られない。

第5 証拠の標目

別紙証拠目録記載のとおり。

第6 当委員会の認定した事実（両事案共通）

関係各証拠によれば、前記第2の前提となる事実及び以下の事実が認められる。

1 140万円超過払事件の受任開始の経緯

（1）新宿事務所からの打診

ア 平成26年12月下旬頃、新宿事務所から、被審査法人に対して、140万円超過払事件が毎月債権者を1件とした数で1000件程度あり、これらを以前から複数の法律事務所に引き継いでいるところ、引継先の弁護士事務所が足りないが、その一方で依頼者を見放すような形で辞任はできないことから、被審査法人で対応することができないかとの打診があった（懲乙6、

当委員会における被審査人酒井の供述、以下「酒井供述」という。)

被審査法人は、人員のキャパシティの問題があるため受けられる件数に限りはあるかもしれないが、できる限り対応すると回答し、受任するようになった(請求事案乙43, 懲乙6)。

被審査法人が新宿事務所から引継ぎを開始した時点では、新宿事務所が引継ぎまでに行った業務の報酬についてどうするかの話は詰められておらず、また新宿事務所に訴状等の裁判書類作成を依頼するという話もなかった。

ただ、新宿事務所は、被審査法人に対して、顧問弁護士の意見も聞いて6年くらい前から、他の法律事務所との間で1件につき19万8000円で契約していると説明した上で、1件19万8000円でやれるのかどうかの提案をした。被審査法人では、検討の結果、問題ないだろうと判断した(会認知事案甲14)。

ところが、新宿事務所からの140万円超過払事件の引継件数は、被審査法人の当初の想定を上回り、被審査法人が対応可能な業務量を大幅に上回る状況に陥った(懲乙6)。

そのため、被審査法人は、人員を増員して対処することを検討したが、新宿事務所からの案件の引継ぎが、いつまで、どのようなペースで続くか分からない状況で、大きな人的投資をすることは、事務所経営上大きなリスクを伴うものであり、非現実的であると判断した。

ただ、被審査法人は、平成27年1月当時新人弁護士を20人程度採用したこともあって、在籍弁護士数が80人に上る規模の事務所であり、その後も毎年20人を超える新人弁護士を採用し続けている(懲乙1)。

(2) 被審査法人から新宿事務所への一部業務の委託の検討

そこで、被審査法人は、平成27年1月頃から、新宿事務所と打開策について協議を行った。その協議において、被審査法人は、140万円超過払事件では、任意の和解交渉で業者が提示する和解金額と代理人が回収しようと

する元利金満額に大きな開きがあるため原則として訴訟前提で対応をしていることを説明した上で、案件数が増えている、人員のキャパシティの問題が出てきているため、これ以上の引継ぎを断ろうとした。

これに対し、新宿事務所からは、被審査法人のために、新宿事務所がそれまでに行った業務成果物を整理して引き継いだ上に、さらに、訴状等の裁判書類作成支援を含む司法書士が適法に行うことができる範囲での業務を受託することができるとの提案があった（請求事案乙43、懲乙6）。

2 業務委託契約書の締結

- (1) 以上の検討を経て、被審査法人は、新宿事務所との間で平成27年4月1日付け業務委託契約書（請求事案乙26）を取り交わした（なお、実際の引継ぎは平成26年12月25日から開始されており、同日から平成27年3月31日までに引継ぎを受けた案件については、別途、平成26年12月25日付け業務委託契約書（懲乙9）を取り交わした。）。

これらの業務委託契約が実際に締結されたのは平成27年4月28日であるが（懲乙7、懲乙8）、これは、その頃になって、業務委託料の相当性に関する検証が終了し、業務委託料を「貸金業者1社につき198,000円」とすることが被審査法人と新宿事務所との間で最終的に合意されたからである。

- (2) 被審査法人が新宿事務所と本件業務委託契約を締結した当時、新宿事務所は、既に他の5つの法律事務所との間で同じような内容の業務委託契約を締結し、140万円超過払事件の紹介をしていた。

新宿事務所から案件の紹介を受けていた他の法律事務所も、引き直し計算業務から生じる成果物を新宿事務所から引き継ぎ、その対価として1件につき19万8000円の金員を支払っていた。

新宿事務所から被審査法人を含む法律事務所に対する引継案件数は、最盛期で毎月1000件程度に達し、そのうち約3分の1が被審査法人に引き継

がれた（酒井供述）。

- （３）被審査法人が、新宿事務所に委託することとした業務は、業務委託契約書の第２条に記載された、前記①から⑤までの各業務である。業務の流れとしては、同①から③までの新宿事務所が行った業務の成果物を譲り受け、その後同④及び⑤の業務を新宿事務所に委託するというスキームであることが認められる。

同④の業務については、全件について新宿事務所から訴状データの納品を受けていた。

また、同⑤の業務については、被審査法人が新宿事務所からの引継案件を提訴するときは、新宿事務所に共同訴訟の形態の訴状の作成を依頼しており、その場合は原則として新宿事務所案件だけを５件または１０件単位でまとめて依頼していた。

３ 業務委託の内容

- （１）本件業務委託契約の内容は、前記①ないし⑤の業務を被審査法人から新宿事務所に委託することになっている。

その実質は、新宿事務所が受任した事件のうち１４０万円超過払事件については、同事務所が司法書士法上業務を継続できないことから、これらの事件を被審査法人に紹介することを前提に、１４０万円超過払事件の引き直し計算等の成果物の譲渡（前記①ないし③の業務）及び訴状作成業務の委託（前記④及び⑤の業務）の２つの構造から成っている。

- （２）このうち、前記①ないし③の業務については、本件業務委託契約書上は、被審査法人が依頼者から直接受任した事件の事務の一部を新宿事務所に委託し、新宿事務所が取引履歴データを取り寄せ、引き直し計算をして訴状の起案をした上で、新宿事務所から被審査法人に成果物が送られるという形式になっている。

しかし、司法書士は、訴訟物の価額が判明するまでの簡裁代理権として、

司法書士法第3条第1項第6号により前記①ないし③の業務を行うことができるのである。実際にも、新宿事務所が依頼者から直接受任した債務整理事件のうち、同事務所が受任できない140万円超過払事件について、被審査法人に送付しており、明らかに新宿事務所が受任した事件についての処理がなされており、前記①ないし③の業務は、新宿事務所が自身の業務として行うべき業務の成果物の譲渡に他ならないのである（会認知事案甲17）。

このことからすると、被審査法人から新宿事務所に業務を委託するというのはあくまで形式であり、その実態は新宿事務所が自らが依頼者から直接受任した事件について、自らの業務として引き直し計算の業務をしているのであり、業務委託に基づいて作業をしているのではないと認められる。

したがって、本件業務委託契約書中の前記①ないし③の業務は、被審査法人が新宿事務所に委託すると記載されているが、これを委託とするには法律上無理がある。

- (3) 他方、裁判書類作成業務については、全件について訴状のデータ作成（会認知事案甲12、懲乙41の1ないし3）、及び共同訴訟用の訴状と納品物（紙ベース）の作成をしている（懲乙11の1ないし懲乙14の6の2）。

このうち後者については、被審査法人が新宿事務所からの引継案件を提訴するときは、新宿事務所に共同訴訟の形態の訴状の作成を依頼しており、その場合は原則として新宿事務所案件だけを5件または10件単位でまとめて、1通の共同訴訟の訴状を作成することを依頼していた。

例えば、平成28年7月には、新宿事務所から引き継いだ案件452件、提訴した案件326件、このうち共同訴訟用の訴状作成業務を委託したのは305件（懲乙6）に達する。

4 業務委託の結果

- (1) これまでに、被審査法人が新宿事務所から引き継いだ事件数は、毎月300件以上に上り、約2年間の合計で7000件以上になる（酒井供述）。

このうち、平成28年4月分は件数で339件になり、新宿事務所に支払った業務委託料は724万9千1760円(消費税込)になる(請求事案甲2)。

また、同年7月分は、件数で452件になり、新宿事務所に支払った業務委託料は966万5千5680円(消費税込)になる(会認知事案乙25)。

新宿事務所の140万円超過払事件のうち、被審査法人が新宿事務所から引継ぎを受けた事件数の割合は、およそ3分の1であり(酒井供述)、被審査法人の債務整理事件における新宿事務所からの引継事件の割合は、約4分の1である。

- (2) 新宿事務所は、被審査法人に対し、月ごとに引継ぎをした事件数を集計し、月末で締めて件数1件につき19万8000円を乗じた金額(消費税を加算)を翌月末日までに支払うよう請求書を発行していた(請求事案甲2)。併せて、その請求書に、引き継ぐ事件の依頼者名と債権者名を特定した発注分、受注分、納品分と題する書面(請求事案甲10ないし甲12)を添付した。

被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ事件を、事件解決の見通しが十分に立たない受任した早期の時点で、新宿事務所の発行する請求書に基づいて、請求金額全額の支払をした。

また、仮に、被審査法人の過払金請求が何らかの理由で19万8000円以上の回収ができない場合には、新宿事務所との間で精算がなされることはなかった。

- (3) 被審査法人は、「元利金満額回収を目指して全件訴訟提起することを原則的方針」としており、現実にはそれを実行していた(懲乙6)。

実際には、被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ案件について、平均するとほぼ80%前後は実際に訴訟を提起している。

- (4) 被審査法人が、新宿事務所から引き継ぎ、訴訟を提起して過払金を回収した案件の平均報酬額は平成29年2月10日時点で96万5837円である(懲乙6)。このうち、19万8000円を新宿事務所に支払っていたことに

なる。

5 新宿事務所と依頼者との関係

(1) 新宿事務所と依頼者との委任契約書において、かつては140万円超過払事件と判明した事件でも19万8000円の費用を請求できると記載されていた(会認知事案乙9添付資料3)。その後いつの時点かで(少なくとも被審査法人との業務委託契約を締結する時点では)、委任契約書(「ご依頼書」)上は、完全成功報酬制をうたい、調査費用は無料と表示するようになった(会認知事案乙26)。

(2) 新宿事務所は、依頼者に対し、被審査法人で受任してもらうという連絡と説明はしている(会認知事案甲15)。

しかしながら、新宿事務所は、被審査法人への140万円超過払事件の引継ぎの際に、19万8000円が被審査法人から新宿事務所に支払われることについて、依頼者に説明せず、同意も得ていなかった。そのこともあって、依頼者は、自分が19万8000円を支払う立場にあったのかなかったのかを含め、新宿事務所と被審査法人との間の金員のやり取りについては認識していない。

6 新宿事務所と被審査法人との業務の分担

(1) 被審査法人は、新宿事務所からの紹介により、140万円超過払事件を受任した場合であっても、依頼者に他の業者からの借入がある場合は、他の債務整理事件については受任せず、新宿事務所が当該債務整理事件を受任するという方針で事件処理をしてきた。

(2) 被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ140万円超過払事件について、当該事件を受任したとき及び貸金業者に受任通知を発したときには、新宿事務所に報告していた。

新宿事務所は、被審査法人から貸金業者に対して受任通知を発した旨の報告を受けて、辞任通知を発していた。

また、被審査法人は、貸金業者との和解が成立したときは、その旨と併せて、和解金の額及び着金日を新宿事務所に報告していた。

- (3) 被審査法人は、貸金業者に対して訴訟を提起するときには、新宿事務所に対して報告していた。

また、被審査法人は、判決を得て過払金を回収したときには、回収額及び回収日を新宿事務所に対して報告していた。

- (4) 新宿事務所は、140万円超過払事件を被審査法人に引き継いだ依頼者であっても、140万円以下の債務整理事件については、引き続きこれを受任していた。その場合、当該債務の返済計画を立てる必要がある場合には、被審査法人から報告を受けた過払金の回収額と時期を踏まえた返済計画を立てて任意整理を行っていた。

7 被審査法人における受任方法

- (1) 被審査法人では、インターネットによる無料法律相談の広告により、全国からの相談者の電話が東京本店に集中するシステムを採っており、東京本店にて待機している弁護士が電話に出て、債務整理事件については電話による事情聴取の段階で、聴き取りシート（請求事案乙2）に基づいて聴取していき、具体的な事実関係の把握をしていた。

- (2) インターネットによる広告は全国的に展開されるものであるため、広告を見て無料法律相談の電話をかけてきた相談者が、相談から依頼に至るケースも考えられ、遠方に居住する相談者が弁護士法人の事務所を訪れて弁護士と直接面談することは困難な場合があることも当然に予測される。

被審査法人では、直接面談が必要であることを説明の上、単に遠方だという理由のみでなく、病気、仕事、妊娠育児、介護、経済的事情、高齢、その他特段な事情を聴取し、直接面談のできない事情についても総合的に判断していた。

平成28年3月に受任した直接面談の対象となる債務整理事件は99件

であり、このうち被審査法人が来所誘導して受任時に直接面談ができた件数が22件であり、事後的に面談した案件が8件であった（懲乙6）。

- (3) 被審査法人では、平成28年3月期に受任した依頼者のうち、「面談することが困難な特段の事情」が解消されずに、事件終了までに1回も直接面談ができなかった依頼者に対しては、少ない者でも電話による事情聴取3回、郵送による事情聴取1回、多い者については電話による事情聴取100回、郵送による事情聴取13回に及んでいる（請求事案乙40別紙2-1）。

8 被審査法人の本件懲戒請求後の対応

- (1) 被審査法人は、懲戒請求者から本件懲戒請求が申し立てられ、調査命令が発令されて綱紀手続が開始された後の平成29年11月27日、第二東京弁護士会に弁護士法人VERYBESTを設立し、実質的な弁護士法人の活動を二弁法人に移した。それまでの被審査法人の所属弁護士数は139名、全国の支店数は18であったものが、平成30年以降、本店所属弁護士数は被審査人酒井及び被審査人浅野を含めて3名、支店数はゼロとなり、当会における被審査法人の新規業務は行われていない（懲乙1）。
- (2) 当委員会は、被審査法人に対し、懲戒委員会会規第23条に基づき、資料の提出依頼、取り分け新宿事務所から紹介を受けた月ごとの過払金請求事件の案件数や月ごとの支払った業務委託報酬額に関する資料の提出依頼を行った。しかるに、被審査法人は、当委員会の上記依頼には正当な理由がないとして、所属弁護士数と支店状況一覧表（懲乙1）及び料金表（懲乙2）を除いて提出に応じなかった。

第7 当委員会の判断

1 基本規程第13条第1項違反について

(1) はじめに

弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払っ

てはならない（基本規程第13条第1項）。

そこで、本件において、被審査法人が新宿事務所に対して支払った金員が、依頼者の紹介を受けた対価としての性質を有するかどうかについて検討する。

（2）成果物の引継ぎは業務委託に基づくものとは言えないこと

被審査法人は、新宿事務所に対して支払った金員は、新宿事務所との間で締結した業務委託契約に基づく業務委託料として支払ったものであり、新規依頼表・法律相談結果データ作成、各債権者からの取引履歴データ・証書引継ぎ、及び引き直し計算書・証書データ作成に係る各業務の成果物の譲受け、並びに裁判用書類・交渉用書類のデータ作成業務、及び裁判用書類一式の作成・訴訟準備支援業務の委託に係る対価であって、依頼者の紹介に対する対価ではないと主張する。

確かに、被審査法人と新宿事務所の間では、本件業務委託契約書が締結されているところ、委託業務の内容は、前記第2前提となる事実2（2）①ないし⑤に列挙したとおりである。

このうち、①ないし③記載の業務は、業務委託契約書上は被審査法人が新宿事務所に委託すると明記されている。しかしながら、これらの業務は、依頼者と新宿事務所との間の無償委任契約に基づき、既に新宿事務所が履行済みの業務であり、新宿事務所は依頼者に対して成果物引渡義務を負うという関係にある。すなわち、新宿事務所は、まず、広告等に基づいて受任した依頼者について、債権者から取引履歴を取り寄せ、引き直し計算をして、過払金の有無や金額を算定し、それにより、140万円超過払事件に当たるかどうかを判断する。その上で、当たらない場合には自ら引き続き受任し、当たる場合には弁護士及び司法書士法の規制により受任できないことになる。

その意味で、①ないし③記載の業務は、事件を引き続き受任できるか否かを判断するために、新宿事務所が自ら直接受任した依頼者に対する義務として当然に行う業務であって、そもそも被審査法人が新宿事務所に委託して初

めて新宿事務所が行う業務ではない。

本件業務委託契約書に基づいて、被審査法人が新宿事務所へ業務委託を行う対象とされる事件は全て、元は新宿事務所が直接受任した依頼者の事件であり、被審査法人が自ら直接受任した依頼者の事件に関する業務を新宿事務所に委託するわけではない（会認知事案甲16）。

各債権者から取り寄せた取引履歴データ・証書、引き直し計算書のような資料・成果物は、当該業務に対する報酬の定めがある場合には報酬の支払と引き換えに、本件のように報酬の定めがない場合は無償で、依頼者が新宿事務所に対して引渡請求権を有する。被審査法人が新宿事務所に対して委託業務の成果物として引渡請求権を有するものではない。

したがって、本件業務委託契約書が業務委託の体裁を採っていることは形式にすぎず、被審査法人から新宿事務所に支払われる金員を業務委託の対価とみることはできない。

（3）本件支払は事件紹介の対価であること

140万円超過払事件の新宿事務所から被審査法人への引継ぎの法律関係は、本件業務委託契約書の記載事項によって説明が尽くされているとはいえない。140万円超過払事件の新宿事務所から被審査法人への引継ぎには、新宿事務所が広告等に基づいて自ら直接受任した依頼者について、被審査法人が新宿事務所から紹介を受けるといふ本件業務委託契約書には記載のない要素が含まれている。

また、被審査法人が新宿事務所に対して支払う金員には、業務委託の対象となる以前のもの、すなわち被審査法人が依頼者から受任する以前の作業に対するものが含まれており、新宿事務所が被審査法人に引き継ぐ以前に行った業務の対価は、その業務が有償である場合には、委任者である依頼者が支払うべきものであり、被審査法人には業務委託契約に基づく支払義務はない。

新宿事務所が行った作業の成果物に対する対価の精算については、仮に精

算の必要がある場合には新宿事務所と依頼者との間で行われるべきものであり、当該依頼者に無断で被審査法人が新宿事務所に対して対価を支払うべき性質のものではない。

そうすると、被審査法人が、いまだ事件の報酬を受け取っていない段階であるどころか、事件を受任したばかりの段階で、新宿事務所に対して一定の金員の支払をするということは、それが事件の紹介に対する対価であるからであり、仮に他の趣旨が併存しているとしても、少なくとも事件紹介の対価の趣旨が含まれていることは否定できないというべきである。

以下、この点について詳述する。

(4) 成果物の引継ぎが有償で行われることの意味

被審査法人は、新宿事務所に支払った金員は、新宿事務所のそれまでに行った業務の成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の対価であって、事件の紹介の対価ではない、そのことは、業務が名目的なものではなく実体があること、業務の対価として1件につき19万8000円は相当であり、合理的であることで裏付けられると主張する。

そこで、成果物の引継ぎが有償で行われることの意味について検討する。

新宿事務所が、依頼を受けた事件について、簡裁代理権の範囲内であるかどうかを判断するために、適法になし得る事案把握作業を行い、その成果物を生み出したことは認められる。

しかしながら、前記(3)のとおり、その成果物は新宿事務所が依頼者の委託を受けて完成させたものであり、成果物の完成にコストがかかっていたとしても、新宿事務所の業務として受任している以上、それは依頼者との関係で精算されるべきものである。

また、被審査法人が140万円超過払事件を新宿事務所から引き継いで受任する際に成果物を譲り受けて活用することは、依頼者の利益になる側面を有することは否定できないが、そのことと成果物の対価を支払って有償で譲

り受けることが許されるかは別問題である。

事件は、依頼者と依頼者が抱えている紛争とが密接に結び付いて構成されているところ、事件の弁護士への委任は、依頼者自身によるコントロールにより行われなければならない。

一方で、依頼者以外の者が弁護士を紹介する場合には、紹介は無償のアドバイスでなければならないとされている。弁護士への事件依頼は、紹介による場合であっても無償のコミュニケーションを用いてなされることが前提とされ、弁護士が事件屋・周旋屋と付き合い事件を受任すること（基本規程第11条）等が禁止されているのである。

すなわち、依頼者＋紛争を事件として観念すると、事件の紹介とは、ただ単に紛争のみを紹介することはあり得ず、必然的にその紛争を抱えている依頼者も紹介することになる。

しかるに、現行懲戒制度においては、事件から紛争だけを、依頼者自身にコントロールさせることなく、第三者が対価の支払（名目を問わない。）を伴う取引の対象とすることが禁止されている。依頼者は、本人自身が紛争解決を直接弁護士に依頼することとされ、依頼者以外の第三者が紛争のみを商品として弁護士へ引き継いだり、手数料を得て紹介したりすることは禁止されており、無償の紹介行為のみが許容されているのである。

例えば、コンサルタント業や士業を営む者が、紛争に関して事実関係の調査を行って事件の紹介をした場合に、その調査の成果に対する対価を弁護士が支払うことは禁止されるし、さらに弁護士同士であっても事件の引継ぎの際、引継ぎを受ける弁護士が紹介する弁護士に対し、それまでの業務の対価を支払うことは禁止される。紹介された弁護士がこれらの対価を支払う理由や必要性は存在せず、紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならない。

したがって、紛争に関して何らかの作業を行った者がいたとして、仮にそ

の作業の成果物の対価が発生したとしても、その対価を支払うのはあくまでも依頼者自身であり、事件を紹介された弁護士がその対価を支払うことは、紛争のみならず依頼者の紹介に対する対価となるので禁止されているのである。

本件においても、被審査法人は、新宿事務所から依頼者の抱える紛争に関する成果物だけを対価を支払って譲り受けて、成果物とともに依頼者が依頼しないのであれば意味がなく、依頼者（及びその抱えている紛争）と成果物をワンセットとして引き継いで初めて意味を持つのである。そして依頼者と成果物をワンセットとして事件を引き継ぐことが正に紹介なのであり、これを有償で行うことが紹介料の支払として禁止されているのである。その意味で、本件における19万8000円の支払が成果物の譲渡の要素のみから構成されるとみることはできず、紹介の対価も含まれているとみるべきことになる。

（５）成果物に係る業務については無償であると明記されていること

さらに、被審査法人は、成果物に係る業務は無報酬ではないと主張するので、この点につき検討する。

ア 新宿事務所は、140万円超えが予想される案件について、平成24年当時には、「過払金返還請求につき司法書士の代理権を超えた場合」には、「裁判所に提出する書類等の作成及びその他の書類の作成並びにそれに付随する事務代行手数料」として、1債権者につき19万8000円を請求できる委任契約書を締結していた（会認知事案乙9添付資料3）。

しかしながら、実際には新宿事務所が代理人として訴訟提起ができないのに報酬を支払うことに対して、依頼者から不満が出て、現実に支払がなされない場合が続出したことが推認される（会認知事案甲16）。

また、新宿事務所と依頼者との間の契約書に19万8000円の支払が記載されたままで、その後事件が弁護士に引き継がれ、弁護士が依頼者に代わ

って19万8000円を支払うと貸金業者から有償周旋に当たるのではない
かとの指摘が相次ぐようになった（懲乙6）。

そこで新宿事務所は、140万円超えが予想される案件についても、依頼
者との関係では報酬を無償としつつ、何とか報酬を確保できる方策を考えた。

その結果、新宿事務所は140万円超過払事件か否かにかかわらず、資料
請求費用及び調査費用は無料という触れ込みで顧客を集め、140万円超過
払事件と判明した場合には、契約上成果物作成にかかる費用を依頼者に対す
る関係では無料とし、依頼者に説明をしないで事件を引き継ぐ弁護士に業務
委託を受けたという名目で請求するという形態を考え出した。

そのことで、新宿事務所は、140万円超えか否かを気にせずに過払金返
還請求に焦点を絞った広告宣伝活動に注力することができるようになり、相
談、資料請求及び調査費用は無料という触れ込みで大量の集客を進めていっ
た。

イ 新宿事務所は依頼者と、「お借り入れに関する資料の代理取得及び調査」に
伴い発生する報酬・実費・手数料については無料とする契約を締結している
（会認知事案乙26）。この条項は、契約書の他の条項、取り分け第1条の「事
件処理の内容」の「①お客様とお借り入れ先のお取引に関する資料の代理取
得、及び調査」という文言と併せて解釈すると、各債権者の取引履歴データ・
証書の取寄業務、これに基づき作成した引き直し計算書の作成業務について
は、無料とするものとしたと解される。

したがって、新宿事務所は140万円超過払事件であることが判明した場
合、依頼者に対し19万8000円の報酬請求どころか一切の報酬請求権が
ないことになる。依頼者からしてみれば、費用の精算問題は生じず、新宿事
務所の実働業務への報酬支払義務はない。

そればかりか、140万円超過払事件と判明した以上、新宿事務所として
は、委任関係が終了し、取引履歴データ・証書及びこれに基づき作成した引

き直し計算書を依頼者から請求があれば無償で引き渡す義務があると言える。

このように、被審査法人の主張を前提とすると、新宿事務所は本来、契約に基づけば依頼者に対しては一切報酬請求ができないにもかかわらず、被審査法人に事件を紹介し成果物の引継ぎをすれば、報酬が得られることになり、極めて不合理である。

被審査法人は、新宿事務所は依頼者との関係で引き直し計算等の業務の報酬を請求できないものではないと主張するが、新宿事務所と依頼者との委任契約書（「ご依頼書」）に資料請求費用及び調査費用は無料と明記され、それで合意している以上、不合理な主張である。

ウ 新宿事務所は、依頼者には被審査法人に受任してもらうという連絡はしているものの（会認知事案甲15）、依頼者は、委任契約書（「ご依頼書」）に無料と明記されていることもあって自分が19万8000円を支払う義務があるものとは認識していない。

また、新宿事務所が、被審査法人への事件の引継ぎの際に、被審査法人から新宿事務所に19万8000円が支払われることから、依頼者からは新宿事務所に報酬を支払わなくてもよいということを依頼者に説明し、同意を得ていた事実はない。

そのことからすると、被審査法人の新宿事務所への支払は、依頼者の新宿事務所に対する報酬支払義務の肩代わりとみることはできない。

なぜなら、そもそも依頼者は新宿事務所との間で、報酬支払について合意をしておらず、報酬支払義務が発生しているとは認められないから、被審査法人との間で被審査法人が支払った金員につき、最終的に精算をするという関係にはなく、被審査法人は当該金員を自己の計算で行ったと認められるからである。

また、被審査法人が自己の計算で新宿事務所に支払をしていることは、被審査法人が依頼者に立て替えたとする支払額を、過払金の回収の有無にかか

わらず一切請求していないことから明らかである。

なお、仮に、依頼者の新宿事務所に対する報酬支払義務を肩代わりしたことになる、基本規程第25条が禁止する「依頼者との金銭貸借等の禁止」に抵触するおそれがあることを付言しておく。

エ 仮に、司法書士に一定の代理権を認めていることの帰結として、代理権の有無を判断するために必要な事案把握のための事実確認作業を行うことも許容されているとしても、それを無償で行う場合には実施者のリスクとして行うべきこと、ないしは依頼者との合意に基づく精算を前提に行われることであって、それを反復継続して行い、第三者に（たとえ弁護士であっても）成果物として報酬を求めることは許されない。

なぜなら、司法書士は、債務整理事件の受任に際して、司法書士法によって140万円を超える過払金の返還請求事件の受任はできないという内在的制約があることを前提に広告活動を行い、かつ受任をしなければならないからである。

確かに、140万円を超える過払金があるかどうかは、受任をして引き直し計算を試みなければ分からないかもしれないし、またそれに要する作業について一定の労力やコストが必要となることも事実である。かつては、新宿事務所が依頼者との間でそれらの作業について19万8000円の報酬合意をしていたことも認められる。

しかし、現実には、依頼者から納得が得られず、報酬の受領に難航したことが推認される（会認知事案甲16）。

そのこともあって、新宿事務所は、140万円超過払事件であっても、確実に司法書士の報酬を回収できるスキームを考案したものと推認される。

すなわち、140万円超過払事件かどうかは引き直し計算をしなければ判明しないという名の下に、本来有している請求額が140万円を超える事件は受任できないという内在的制約を無視して、相談料は無料で完全成功報酬

制をうたって大量の広告を行って集客と受任をし、引き直し計算をして受任できないことが判明しても、提携した弁護士に事件を紹介し引き継ぐことで確実に19万8000円を回収し、それまでに要した費用と利益を確保できるスキームを生み出したと考えられる。

その結果、新宿事務所は、当初から代理人に就任すると非弁行為となる140万円超過払事件になる可能性がある案件であっても、被審査法人に引き継ぐことを前提にして、幅広く広告をして受任をしていたと言えるのである。

確かにこの活動は、過払債権者の掘り起こしと救済という側面も有することは否定できない。

しかしながら、このスキームは、市民の権利救済という名の下で、結果として事件紹介業をビジネスとして成立させてしまう危険性があり、弁護士がこれに加担する結果を招くことになって、許されないものである。

(6) 裁判書類作成業務の委託についても合理性が認められないこと

次に、前記④及び⑤の裁判書類作成業務についても、新宿事務所に委託することに合理性があるとは直ちに認められない。

ア そもそも、司法書士が訴状等の裁判書類作成業務を行うことができることと、ある事件について依頼者の承諾なく訴状等の作成業務を受任弁護士が司法書士に依頼できるかは別問題であり、受任弁護士が、依頼者の承諾なく第三者である司法書士に事件内容を開示して、訴状等の作成を依頼することが当然に許されるとは言えない。このことは、弁護士が依頼者から依頼を受けていない第三者の弁護士に依頼する場合も同様である。

本件において、被審査法人が新宿事務所に裁判書類作成業務を委託することにつき、依頼者から承諾を得ていたかについて疑念がある。

また、受任弁護士として依頼者に対して守秘義務を負う以上、第三者である司法書士に事件内容を依頼者の承諾なく開示できないことは当然である。そして、140万円超過払事件について、被審査法人が受任し、新宿事務所

が辞任した後は、当該事件について新宿事務所は第三者となる以上、基本的には上記と同様である。ただ、新宿事務所における訴状等の作成において、被審査法人からいまだ新宿事務所が知り得ていなかった依頼者に関する新たな情報の提供がされたという事実までは証拠上認められない以上、本件において守秘義務違反との関係で訴状等の作成を委託することが許されなかったとまでは言い難い。

イ しかしながら、④の業務については、一般に、過払金返還請求訴訟の訴状は定型化されたひな型を利用して作成することが可能であって、一定程度は定型化した事務的な作業であり、弁護士がわざわざ有償で司法書士に委託して行う必要のある性質の業務とは言い難い。

過払金事件では、その事件内容からすると利息の支払事実の確定と元本への充当計算が正確になされれば、不当利得として返還請求できる金額が自動的に算出できる。この計算手続は汎用ソフトを利用してなされ、パソコンを操作できる者であれば、特に法的な資格がなくても誰にでも行うことができる単純作業である。債権の数や連続性等について法的問題が争われるとしても、処理に要する時間等も踏まえると、いわゆる通常の事件よりも単純作業の要素が大きいことは否定できず、被審査法人の規模の法律事務所では十分に対応可能である。

また、訴状の作成等の裁判用書類一式の作成・訴訟準備支援業務の委託といっても相当に定型化した事務的な作業が大部分であり、専門的な知識を駆使した司法書士による専門的業務は、訴状作成段階では多くはないと言っても過言ではない。

ウ 次に、⑤の業務についても、共同訴訟の訴状作成の過程においては、確かに新宿事務所の司法書士と被審査法人所属の弁護士との間で、法律上の問題点をめぐってやり取りがなされていることは認められる。しかし、その後の製本作業については一定の労力と時間を要することはあるものの、それらは

いずれも専門職である司法書士が行う作業ではなく、事務職員の作業である。また、⑤の作業は共同訴訟として通常5件ないし10件をまとめて裁判用提出書類を作成しているところ、被審査法人は自らが受任した事件については同様の作業を新宿事務所に委託することなく内部で処理作業をしている。被審査法人は、平成22年の開設以来平成29年11月までの約7年間に債務整理事件・過払金請求事件を4万8202件も取り扱っているところ（懲乙6）、そのうちの相当数において訴状を作成して提訴していると推認され、このような被審査法人の実績及び規模からすると、新宿事務所から紹介を受けた事件のみを特段委託する必要があるか疑念があると言わざるを得ない。

エ したがって、④及び⑤についても、業務を委託することの合理性が認められず、むしろ紹介料と評価されないための、実績作りを装ったものの疑念は残ると言わざるを得ない。

（7）小括

以上のとおり、成果物の引継ぎと裁判書類作成業務の名の下に行われた被審査法人から新宿事務所への金員の支払は、事件紹介の対価、少なくとも事件紹介の対価を含むものであると認められることから、それが社会的儀礼の範囲にとどまらない以上、金額の多寡を問わず禁止され、対価が相当であるかどうかは問題にはならない。

被審査法人の行為は、基本規程第13条第1項に抵触する。

（8）品位を失うべき非行に当たるかどうかの検討

そこで、次に、被審査法人の行為が、法第56条第1項の「弁護士としての品位を失うべき非行」に当たるかどうかについて、被審査法人の弁明を採り上げて検討する。

ア 対価の相当性について

（ア）まず、被審査法人が主張する対価の相当性が非行性の認定に影響を与えるかどうかである。

被審査法人は、新宿事務所が作成した成果物と裁判書類作成業務について、それぞれ10万円程度として、価額については相当であると主張するので、この点について検討する。

(イ) 本件業務委託契約書第2条の前記①ないし③の業務について、被審査法人は、司法書士の業務として10万円程度とするのを相当とし、その根拠として司法書士の平均的なタイムチャージが1万円前後であり、6時間程度の稼働を要すること、補助者の関与、事務所賃料、業務処理システムの構築費・運営費等を考慮し、更に事務所の利益を勘案すると10万円程度が合理的であると主張する。

しかしながら、引き直し計算が司法書士の業務として10万円程度を要するとするのは割高である感は否めない。

そもそも、引き直し計算は、計算ソフトにデータを打ち込むことに精通すれば完成する仕事であり、弁護士事務所での取扱いと同様に事務職員の業務であって、法律の専門職が行う業務ではない。

日本司法書士会連合会の「債務整理事件における報酬に関する指針」において、任意整理事件の基本着手金が5万円と定められていること（この基本着手金が実質的に引き直し計算等の業務に相当すると考えられる。）、裁判例において司法書士の裁判書類作成業務の通常対価を4～5万円としている事例があること（大阪高裁平成26年5月29日判決）、一般的にタイムチャージは、被審査法人の主張する事務所のコストや利益が含まれた上で設定されていることを勘案すると、成果物の対価を10万円程度とするのは相当ではない。

(ウ) 次に、同じく前記④及び⑤の業務について、被審査法人は10万円程度を相当とし、その根拠として司法書士へのアンケート結果による訴状作成費用の相場を引用する。

しかしながら、本件における新宿事務所の裁判書類作成業務が1件につ

き10万円相当というのは割高に過ぎると言える。

司法書士のアンケート調査の対象となった訴状作成業務は、事件ごとに依頼者から事情を聴取し、資料を精査し、事実を整理して法律構成を行なって、完成していく業務である。そして、その業務の内容は、個々の事件により全く異なる。

それに対して、前記④の業務は、引き直し計算によって過払金額（請求額）が確定すれば、裁判籍、当事者目録、訴訟物の価額、ちょう用印紙額は直ちに確定できるし、請求の趣旨及び請求の原因、付属書類の起案は全て事前に準備されたひな型によってそれほど困難なく訴状のデータは作成できる。したがって、通常の事件のように改めて依頼者から事情を聴取するというような作業の必要がない。

さらに、⑤の業務は、作業に一定の労力と時間を要することは認められるものの、これらの作業は事務職員の仕事であることや複数の原告をまとめて共同訴訟にした訴状作成であるから、まとめれば1件につき10万円相当というのも割高と評価されてもやむを得ないと言える。

イ ワンストップ・サービスとして正当性があるかどうかについて

被審査法人は、本件は、司法書士と弁護士が連携して、140万円超えが判明するまでの調査業務と訴状等の書面作成業務までは司法書士が、その後の準備書面作成、和解交渉、出廷業務は弁護士が分担して、依頼者に対してワンストップ・サービスを提供したものであり、合理的な基準に基づく司法書士と弁護士の報酬が分配されているので、基本規程第12条の報酬分配規制の例外としての「正当な理由がある場合」に該当して許されると主張する。

しかしながら、本来ワンストップ・サービスでは、各専門家がそれぞれの専門分野に応じて依頼者との報酬契約を締結することを前提に、連携して業務を行い、その結果支払われた報酬の分配を行うものである。本件のような本来新宿事務所の依頼者に対して、請求額が140万円を超えることによっ

て業務ができないことにより、被審査法人に依頼者と事件を紹介して引継ぎを行った場合には、合理的な基準に基づく報酬の分配が許される場合とは異なり、もはや新宿事務所は当該事件との関係においては依頼者から委任を受けている関係には立たないのであるから、基本規程第12条ただし書により許容されるワンストップ・サービスとは評価されない。

ましてや、本件では、いまだ何らの業務を行っておらず依頼者に対する報酬請求権が発生していない段階で、被審査法人が依頼者に代わって新宿事務所に報酬を支払う合理的理由はないし、依頼者と新宿事務所とは、辞任までに行った調査等の業務に関する報酬は無償と合意しているのであるから、依頼者との関係で報酬の分配に正当な理由があるとも認められない。本件は、被審査法人の負担において19万8000円が支払われているのであるから、新宿事務所にとって、依頼者は過払債権者ではなく被審査法人なのであり、新宿事務所から見ると被審査法人から弁護士資格の名義借りをしたと同様の経済的活動を可能とただけである。新宿事務所は結果的には140万円超過払事件について被審査法人を依頼者として業務をしていると評価でき、正当な理由による報酬の分配とは認められない。

また、仮に被審査法人の過払金請求が何らかの理由で頓挫した場合には、被審査法人が新宿事務所に19万8000円を支払っただけで事件が終了し、ワンストップ・サービスによる報酬の分配は実現しない（例えば、会認知事案の場合がそうである。）。

その点から見ても、正当な理由による報酬の分配とは評価できない。

ウ 依頼者の負担が増えていないことについて

被審査法人は、本件においては依頼者の負担は一切増えておらず、事件を紹介する者がいることによって依頼者の負担が増加することはなく、当事者その他の関係人らの利益を損ねることもないため、基本規程第13条第1項の趣旨は害されることはないと主張する。

しかしながら、被審査法人も新宿事務所も、依頼者に対して、新宿事務所が各債権者から取り寄せた取引履歴データ・証書、これに基づき作成した引き直し計算書を、報酬の支払なく受領できることを説明したと認められず、依頼者の利益を守っているとは評価できない。

また、依頼者に対し、報酬の支払なく成果物を受領できることを説明したならば、依頼者は他の弁護士に依頼し、被審査法人に依頼するより有利な結果を得た可能性もあり、その意味で依頼者は他の弁護士に依頼する機会を事実上喪失する不利益を受けていると言える。

エ ガイドラインが制定されていないことについて

被審査法人は、本件のように大量の140万円超過払事件を司法書士から紹介を受け、併せて成果物を引き継いだ場合、また、引継ぎ後に作業を依頼した場合に、それらの対価を、誰が、どのように支払うべきかについて、これまでに決まったルールやガイドラインが制定されているわけではなく、依頼者の利益を考えると適切に司法書士から弁護士に事件が引き継がれるように基本規程第13条第1項を制限的に解釈運用しなければならないと主張する。

しかしながら、新宿事務所が依頼者との間で、相談、資料請求及び調査費用を無料とする契約を締結した上で、被審査法人への成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務を委託することに関して、被審査法人が1件につき19万8000円を新宿事務所に支払うこと自体、そもそも合理性がない。また、成果物の引継ぎには必ず事件の依頼者が伴うものであるから、依頼者以外の第三者がそれに対する対価を支払うことは許されるものではなく、ガイドライン等の存在の有無と関係なく明らかに基本規程第13条第1項に違反するものであって、被審査法人の主張には理由がない。

(9) 結論

以上により、被審査法人から新宿事務所に支払われた業務委託料名目の金

員には、依頼者の紹介を受けたことに対する対価が含まれており、品位を失うべき非行には当たらないとする事情も認められない。

よって、被審査法人の行為は基本規程第13条第1項に違反し、かつ法第56条第1項の弁護士法人としての品位を失うべき非行に当たるものと認められる。

(10) 被審査人酒井及び被審査人浅野の非行について

被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員であり、新宿事務所との間の上記業務委託契約の締結を決定し、過払金返還請求事件の依頼者の紹介に対する対価の支払を決定したものであり、これは法第56条第1項の弁護士としての品位を失うべき非行に該当するものと認められる。

2 法第27条違反について

(1) 法第27条の規定

本条は、法第72条から第74条までの規定に違反する者から事件の周旋を受けること、及びこれらの者に対して自己の名義を利用させることを禁止する規定である。

法第72条から第74条までの規定は、非弁護士による法律事務の取扱いを取り締まる規定であり、違反者に対しては刑罰をもって臨んでいるが、本条は、弁護士に対して、上記の者と結託することを禁止しているものであって、その立法趣旨は、法第72条から第74条までの規定に違反する行為を直接、間接に助長する弁護士の行為を禁止して、同条の違反行為を防止しようとするところにある。なお、本条は、法第30条の21において弁護士法人に準用されている。

(2) 法第72条後段の規定

本件では、まず、新宿事務所が法第72条後段に違反する者に該当するかが問題になる。

法第72条後段に違反する者とは、弁護士又は弁護士法人でないのに、報

酬を得る目的で、業として、法律事件に関する法律事務の取扱いを周旋する者のことである。

以下、(3)から(7)においては、新宿事務所が法第72条後段に違反する者に当たるかどうかについて、(8)においては、被審査法人が法第30条の21において準用する法第27条に違反するかどうかについて検討する。

(3)「周旋」について

ここに「周旋」とは、訴訟事件の当事者等と弁護士との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいう（名古屋高裁金沢支部昭和34年2月19日判決）。

新宿事務所が被審査法人に対し、継続的に140万円超過払事件を紹介したことは、法第72条後段にいう「周旋」に該当することは明らかである。

(4)「業として」について

新宿事務所は、被審査法人に対して継続的に140万円超過払事件を紹介していたから、「業として」反復継続して周旋をしていたと言える。

(5)「報酬を得る目的」について

新宿事務所は、受任事件が140万円超過払事件と判明した場合に、法律事務所に引き継がずに依頼者との委任契約を終了すれば報酬を受けられないのに、被審査法人その他の契約関係にある法律事務所に事件を紹介すれば1件につき19万8000円を受領できるのであるから、「報酬を得る目的」があったことが明らかである。

被審査法人は、法第72条後段が禁じているのは「報酬を得る目的で業として行われる周旋」であって、引継ぎの際に司法書士が行った業務に対する正当な対価の支払が禁じられているわけではないと主張するが、前述した基本規程第13条第1項に関して論じたように、被審査法人が主張する支払は、実質的には事件周旋の対価であると言わざるを得ず、この点に関する被審査法人の主張には理由がない。

(6) 認定司法書士は非弁護士に当たるか

問題は、認定司法書士を法第72条にいう「弁護士又は弁護士法人でない者」と断定してよいかどうかである。

確かに、構成要件的には認定司法書士といえども弁護士又は弁護士法人でないことは明らかである。しかし、認定司法書士を法第72条の立法趣旨において排除の対象とされるいわゆる紹介屋・事件屋と同一視してよいかどうかについては、議論の余地があるところである。

簡裁代理権超えが判明した案件の司法書士から弁護士への引継ぎを行うことは、平成14年改正司法書士法によって司法書士に簡裁代理権が認められて以降、制度上一定割合で発生する事象である。そして、司法書士から弁護士への案件の引継ぎが、いわゆる紹介屋の事案とは性質・類型を異にするので、反社会的勢力ともいえる紹介屋による種々の実害がある案件の類型と、簡裁代理権を認められている国家資格者である司法書士からの引継案件の類型とを「どちらも弁護士でない者から案件の紹介を受けている」というだけの理由で、同一視すべきではないという主張にも首肯できるところがなくはない。

しかしながら、認定司法書士は、司法書士法第3条第1項第6号ないし同項第8号及び同条第2項により140万円を超えない法律事務について簡裁代理権を有しているので、簡裁代理権を行使する限りにおいて法第72条のただし書にいう「他の法律に別段の定めがある場合」に該当し、同条の規制を受けない。しかしながら、その反対解釈として、認定司法書士であっても140万円を超える法律事務の取扱い及び法律事件の周旋（周旋については金額の多寡を問わない。）については、「弁護士又は弁護士法人でない者」と言わざるを得ない。そして、140万円を超えない事件の代理人資格しか有しない者については、業として有償で140万円を超える事件の周旋をすることを禁止する要請が高いことはもちろん、法律事件の係争利益の額は事案

の解明や相手方との交渉の進展などに伴い時の経過によって変動し得るところ、係争利益額が小さいように見える事件も係争利益額が大きく増加したり複雑困難な問題点を含むことがあるから、業として有償で140万円を超えない事件の周旋をすることも禁止する要請が高いと言えるのである。なお、業として有償で法律事件の周旋をすることは、弁護士についても望ましくないところ、弁護士については基本規程第13条により禁止されているところである。

新宿事務所は、過払金請求事件について、広告を行って集客しても、140万円超過払事件については、本人訴訟支援しかできず、弁護士業務ができないため、事件の依頼を受けられず報酬にも結局結び付かなかった。そこで、新宿事務所は、被審査法人との間で、引き直し計算の結果過払金が140万円超の場合には、被審査法人に事件を紹介し、その対価として19万8000円の支払を受けられる体制を整え、140万円超過払事件に関する広告料等の出費が無駄となるリスクを解消した。このように、新宿事務所は、過払金の額が140万円を超えるか否かにかかわらず、過払金請求事件について収入を得られる体制ができたため、過払金の無料診断をうたって、あたかも自らが過払金請求事件を扱って多額の過払金の回収ができるかのような広告を大々的に行い、大量の集客を図り、過払金額が140万円以下の場合には自らが事件処理し、140万円超の場合は、被審査法人に紹介してその対価として19万8000円を得ていた。このようにして、新宿事務所は、弁護士又は弁護士法人でもないにもかかわらず、140万円超の事件について大量に集客して、被審査法人に紹介した（平成28年4月分言えば、その件数は339件、支払われた紹介料の額は月額7249万1760円にも及ぶ。）。

したがって、新宿事務所は、自らが取り扱うことができない弁護士業務となる事件を被審査法人に紹介することにより、多額の紹介料を得てきたもので、新宿事務所が140万円以下の過払金請求事件の代理業務を行うことが

できるとしても、弁護士又は弁護士法人でない者に当たらないということとはできない。

(7) 法益侵害がないとの主張について

被審査法人は、最高裁判所昭和46年7月14日大法廷判決（以下「本件最判」という。）を援用して、その立法趣旨からみて法第72条は無資格者の法益侵害行為を処罰する趣旨であり、司法書士はその規制対象ではないと主張する。

しかし、被審査法人が援用する本件最判の判示部分は完全な傍論に過ぎず、法的拘束力がない。そればかりか、本件最判が判例変更の目的としたのは、法文の解釈として「具体的行為が法律事務の取り扱いであるか、その周旋であるかにかかわりなく、弁護士でない者が、報酬を得る目的でかかる行為を業とした場合に同条本文に違反することになるのであって、同条本文を、『報酬を得る目的でなす法律事務の取扱い』についての前段と、『その周旋を業とすること』についての後段からなるものとし、前者については業とすることを要せず、後者については報酬目的を要しないものと解すべきではない。」という点にあり、法第72条が「報酬を得る目的で業として」周旋することを禁止していることを説明するためであった。

本件では、報酬を得る目的で業として140万円超過払事件を周旋した司法書士を問題にしているのであるから、それが規制対象から外れる理由は全くない。また、構成要件としても、司法書士に対し簡裁代理権が付与されたことによってこの禁止規定が排除される言われはない。現に、基本規程第13条では、弁護士が弁護士に対し事件を紹介し手数料を取得することを禁じており、司法書士が特別扱いされなければならない理由はさらさらないのである。

以上の次第なので、被審査法人の法益侵害がないとの主張は理由がない。

(8) 被審査法人の責任

被審査法人が新宿事務所から継続的に140万円超過払事件の紹介を受けたことは、法第30条の21において準用する法第27条にいう「周旋」に当たることは明らかである。

(9) 小括

よって、被審査法人が、新宿事務所に対して1件につき19万8000円の対価を支払って、同事務所から140万円超過払事件の周旋を受けたことは、法第27条に違反する行為である。

被審査人酒井及び被審査人浅野は、被審査法人の代表社員として、被審査法人の上記行為について決定をしたものであり、これは法第56条第1項にいう品位を失うべき非行に当たる。

3 請求事案懲戒請求事由2について

(1) 処理規程第8条は、弁護士が過払金返還請求事件のみをいわばつまみ食いし、それにより適切な債務整理がなされず、法的知識に不案内の債務者に損害が生じているなどの批判があることに對し、このような批判に對應して、債務整理事件の債務者の経済生活の再生を図る目的に沿って、債務者の債務状況を全て把握した上で事件処理がなされるべきであることを定め(第1項)、他に債務があるにもかかわらず過払金返還請求事件のみを受任することを原則として禁止したものである(第2項)。

(2) 本件においては、被審査法人と新宿事務所との間で、連絡等のやり取りが行われているところ、140万円超過払事件と他の債務整理事件については、新宿事務所の主導の下で、全体的な処理がなされていると評価できなくもない。

すなわち、被審査法人は、新宿事務所から引き継がれる140万円超過払事件を受任するに当たって、債務者の負担する全ての債務に関する事項を把握するように努めていた(請求事案乙23、請求事案乙20の1ないし4)。

具体的には、被審査法人は、新宿事務所が作成した債務状況に関する一覧

表（例として請求事案乙9の1及び乙9の2）を確認し、さらに、念のため依頼者が新宿事務所に申告した債務に漏れがないかについても確認していた。

そして、被審査法人が新宿事務所に申告したもの以外に債務が存在しないかを依頼者に確認した結果、実際に他の債務の存在を確認した事例が存在する（請求事案乙24）。

また、140万円超過払事件で、依頼者が他に債務整理の必要がある債務を負担している案件では、被審査法人が依頼者からの事情聴取を経て、破産に方針変更を行った事例や、一旦は過払金返還請求事件で受任し、回収額が確定した段階で破産に方針変更を行い、新宿事務所が受任していた債務整理事件全体を引き継いだ事例が存在する（請求事案乙38）。

さらに、被審査法人は、新宿事務所が他の債務についての債務整理を引き続き受任する場合でも、140万円超過払事件の処理状況について、進展があるごとに報告をし、新宿事務所と情報を共有していた。

そして、新宿事務所は、依頼者から債務整理を受任しており、当該債務の返済計画を立てる必要がある場合には、被審査法人から報告を受けた過払金の回収額と時期を踏まえた返済計画を立てて任意整理を行っていた（請求事案乙71の1ないし4）。

- (3) それらの事実を踏まえると、140万円超以外の事件については、新宿事務所が担当しているのであるから、弁護士が過払金返還請求事件のみを受任し、他の債務整理事件は放置され、法律専門家の助力を受けられないでいる状況とは異なることが一応うかがわれること、具体的な被害を訴える被害者が存在するとまでは認められないことに照らせば、被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅野について、処理規程第8条に該当する非行行為があったとまでは、認めることはできない。

4 請求事案懲戒請求事由3について

- (1) 処理規程第3条第2項の規定は、弁護士の職務の多様性と個別性に鑑みて、

「面談」についても画一的、形式的に解釈するのではなく、「直接面談」の重要性、必要性は当然の前提とした上で、なお「面談することに困難な特段の事情」のある場合には、電話、書面、電子メール等の通信手段を用いて、弁護士が直接面談したのと同程度に、①債務の内容、②当該債務者（当該債務者と生計を同じくする家族があるときは、当該家族を含む。）の資産、収入、生活費その他の生活状況、③当該債務者が不動産を所有している場合にあっては、その処理に関する希望、④その他当該債務整理事件の処理に関する意向について、十分に事情を聴取した場合には、直接面談の例外を認めている。

したがって、同条の趣旨からすれば、当該事項を的確に把握できているか否かが重要なことであり、直接面談のできない場合であっても、電話等の手段により、弁護士が諸事項を的確に把握できた場合には、直接面談をした場合と同視し得ると定めたものと解される。

(2) 本件において、被審査法人は、例えば平成28年3月に受任した処理規程第3条第1項の対象になる事件は少なくとも99件であり、そのうち直接面談をしたのはわずか30件であったことからしても、弁護士との面談を原則とする運用ではなく、電話のみで受任する運用がなされていたのではないかと疑いは強くある。しかしながら、被審査法人における電話、書面による事情聴取により、被審査法人所属の弁護士が「面談して聴取を行う場合と変わらない程度に、当該事項を的確に把握できていたか否か。」の判断については、所属弁護士がこれらの電話や書面による事情聴取において、具体的にどのような作業を担当し、依頼者との間でどのようなやり取りをしたか等の事実に基づいて判断すべきものとなるところ、被審査法人所属弁護士の個別事案ごとの具体的行為を証拠上特定することは困難である。

(3) そして、被審査法人が直接面談できなかった依頼者については、電話、書面等で事情の把握に努めていることが一応うかがわれること（請求事案乙40別紙2-1）に照らせば、被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅

野について、処理規程第3条第2項に違反する非行行為があったとまでは、認めることはできない。

第8 量定の事情

本件は、平成26年12月25日から平成29年3月31日までの間、被審査法人が新宿事務所から140万円超過払事件の紹介を受けて、事件処理を行った基本規程第13条第1項及び法第27条に違反する案件である。

この間の新宿事務所から被審査法人への紹介がなされた案件数は、月に300件を超え、平成27年度で数千件（会認知事案甲16）、年間4000件程度として（会認知事案甲16）、全期間の合計で7000件ないし8000件に達し（酒井供述）、反覆継続して大量の140万円超過払事件が紹介された。

被審査法人は、新宿事務所から案件の紹介を受けることにより、貸金業者から平均360万円程度の回収を行い（懲乙6）、弁護士報酬として着手金4万円と成功報酬25%（ただし、任意交渉による解決の場合は20%）を請求し（懲乙2）、訴訟提起をして過払金を回収した案件の平均報酬額は、平成29年2月10日時点で96万5837円に上った（懲乙6）。

このうち、被審査法人は新宿事務所に対し、業務委託料の名目で平成28年4月分で7249万1760円（件数にして339件、消費税込、請求事案甲2）、同年7月分で9665万5680円（件数にして452件、消費税込、懲乙6）に達する多額の支払をしている。

このように、被審査法人の行為は、紹介先が140万円超過払事件につき代理権を有しない司法書士からの紹介案件であることを考慮しても、その規模においてこれまでの非弁提携案件と比較しても非行性が強いものであり、その責任は重大であると言わざるを得ない。

そして、結果的には、1件当たり約90万円強の弁護士報酬を獲得するために、約20%に相当する19万8000円を支払うことにより、140万円超

過払事件の買取りをしていたと評価することができ、過払債権者の救済の名の下に事件あさりをしていたと見られ、強い非難を受けることもやむを得ないところである。

また、本件懲戒手続においても、当委員会からの懲戒委員会会規に基づく資料の提出依頼に応じなかったり、懲戒請求に対し被審査法人の業務活動を事実上停止させ、第二東京弁護士会に新たに弁護士法人を設立して活動したりするなど、「懲戒逃れ」と見られてもやむを得ない行動をする等誠実に対応していると評価できないことを行っている。

その一方で、被審査法人の業務そのものは、全件訴訟提起を原則に、依頼者の極大回収を目指していたものと認められ、依頼者に紹介料を転嫁していることまでは認められないこと、司法書士が受任できない140万円超過払事件の依頼者を放置できないと考えた動機にも一定の勘酌できるものが認められること、依頼者から被審査法人の業務についてのクレームが本会に多数寄せられていることまでは言えないこと等、被審査法人らに有利な事情も認められるところである。

以上の事情を総合的に考慮して、主文のとおり被審査法人並びに被審査人酒井及び被審査人浅野について、いずれも業務停止6月とすることを相当とする。

よって、主文のとおり議決する。

令和2年2月28日

東京弁護士会懲戒委員会

委員長

(記載省略)

委員

(記載省略)

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

当 事 者 目 録

(平成31年東懲第4号, 同第5号, 同法第1号)

〒

懲戒請求者 鈴木 希

(平成31年東懲第4号, 同第6号)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階
ベリーベスト虎ノ門法律事務所

被審査人 酒 井 将

(登録番号29986)

(平成31年東懲第5号, 同第7号)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階
ベリーベスト虎ノ門法律事務所

被審査人 浅 野 健太郎

(登録番号30001)

(平成31年東懲法第1号, 同法第2号)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-3-14 日産研会館2階
ベリーベスト虎ノ門法律事務所 (主たる法律事務所)

被審査人 弁護士法人ベリーベスト法律事務所

(届出番号486)

被審査人ら代理人（主任）	弁護士	泉		信	吾
同	弁護士	尾	込	平	一郎
同	弁護士	辻		洋	一
同	弁護士	影	山	知	佐
同	弁護士	谷		英	樹
同	弁護士	丸	山	和	也

証 拠 目 録

第1 平成31年東懲第4号, 同第5号, 同法第1号について(網紀委員会関連)

1 書証

(1) 懲戒請求者提出

甲第1号証	電子メール(2016年7月7日)
甲第2号証	請求書(2016年5月13日付け)
甲第3号証	債務整理受任実績
甲第4号証	「ご来所が困難なお客様へ」と題する文書
甲第5号証	陳述書(懲戒請求者)
甲第6号証	ホームページ(被審査法人)
甲第7号証	条解弁護士法第4版(抜粋)
甲第8号証	録音反訳書
甲第9号証	債務整理事件処理の規律を定める規程案解説
甲第10号証	2016年4月分発注分(2016年5月13日付け)
甲第11号証	2016年4月分受注分(2016年5月13日付け)
甲第12号証	2016年4月分納品分(2016年5月13日付け)
甲第13号証	陳述書2(懲戒請求者)
甲第14号証	弁護士の業務広告に関する規程
甲第15号証の1	懲戒請求事案の審査開始の通知(神弁発懲第91号)
甲第15号証の2	懲戒請求事案の決定について(神弁発第3200号)
甲第15号証の3	議決書(神奈川県弁護士会平成28年(網)第63号)
甲第16号証の1	懲戒請求事案の審査開始の通知(神弁発懲第92号)
甲第16号証の2	懲戒請求事案の決定について(神弁発第3201号)
甲第16号証の3	議決書(神奈川県弁護士会平成28年(網)第64及び65号)

(2) 被審査人ら提出

乙第1号証	日本司法書士会連合会のサイト（司法書士の報酬）
乙第2号証	聞き取りシート
乙第3号証	重要事項説明書
乙第4号証の1～2	注意書
乙第5号証	司法書士の社会的役割と未来（抜粋）
乙第6号証	事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会）
乙第7号証	資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（公正取引委員会）
乙第8号証	セゾン弁護士紹介サービス（セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード）
乙第9号証の1～2	債務一覧表
乙第10号証	陳述書（後藤■■■■）
乙第11号証の1	社員別出勤簿（懲戒請求者）
乙第11号証の2	【出力用】勤怠表（懲戒請求者）
乙第12号証	電子メール（2016年7月7日～8日）
乙第13号証	判決正本（東京地方裁判所平成28年（ワ）第32462号損害賠償請求事件）
乙第14号証	弁明書（1）（神奈川県弁護士会懲戒委員会宛）
乙第15号証	日本弁護士連合会臨時総会報告（抜粋）
乙第16号証	「【土日の予約時間】」から始まる書面
乙第17号証	多重債務者対策の10年間の取組
乙第18号証の1～8	予定の詳細ーサイボウズOffice
乙第19号証の1～3	予定の詳細ーサイボウズOffice
乙第20号証の1	フォルダ画面（新規依頼【v b様】0310）

乙第20号証の2	フォルダ画面 (233705×アコム)
乙第20号証の3	フォルダ画面 (ヒロセ様)
乙第20号証の4	新宿事務所引継シート (2016年3月14日19時39分)
乙第21号証の1	フォルダ画面 (新規依頼【vb様0310】)
乙第21号証の2	フォルダ画面 (233976×アコム)
乙第21号証の3	フォルダ画面 (ショウダ様)
乙第21号証の4	新宿事務所引継シート (2016年3月14日12時58分)
乙第22号証	陳述書 (遠山■■■)
乙第23号証	陳述書 (町井■■■)
乙第24号証	電子メール (2016年12月28日)
乙第25号証	解説債務整理事件処理の規律を定める規程 (抜粋)
乙第26号証	業務委託契約書
乙第27号証	「書類送付書」から始まる文書一式
乙第28号証	解説弁護士職務基本規程第2版 (抜粋)
乙第29号証	提案理由 (第四号議案)
乙第30号証	【参考資料一】債務整理事件処理の規律を定める規程 案解説
乙第31号証	解説債務整理事件処理の規律を定める規程 (2011年4月)
乙第32号証	日本弁護士連合会臨時総会報告 (抜粋)
乙第33号証	第7回理事会議事概要 (速報) (2009年10月20・21日開催) (抜粋)
乙第34号証	第6回理事会議事概要 (速報) (2015年9月10・11日開催) (抜粋)

乙第35号証	条解弁護士法第4版(抜粋)
乙第36号証	「整理番号」から始まる表
乙第37号証の1～6	メール(2016年9月12日～14日)
乙第38号証	メール(2016年11月28日)
乙第39号証	方針検討聴取シート(任意→破産)
乙第40号証	報告書(平成30年2月6日付け)
乙第41号証	「郵送でお申込みいただくお客様へ」から始まる文書
乙第42号証	解説弁護士職務基本規程第3版(抜粋)
乙第43号証	陳述書(齋藤禎範), 添付資料1～3
乙第44号証	報告書(平成30年3月30日付け)
乙第45号証	陳述書(若佐一朗)
乙第46号証	陳述書(安達里美)
乙第47号証	陳述書(萩原達也), 資料1～2, 大野論文
乙第48号証	陳述書(藤井靖志)
乙第49号証	陳述書(甘利禎康)
乙第50号証	陳述書(吉川栄輔)
乙第51号証	陳述書(長島弘幸)
乙第52号証	陳述書(日原聡一郎)
乙第53号証	陳述書(池辺瞬)
乙第54号証	陳述書(今酒雄一)
乙第55号証	陳述書(亀井俊裕)
乙第56号証	陳述書(清水晃)
乙第57号証	陳述書(巽周平)
乙第58号証	陳述書(引地真一)
乙第59号証	陳述書(外口孝久)
乙第60号証	陳述書(平成30年4月27日付け, 被審査人酒井)

乙第61号証	履歴書（懲戒請求者）
乙第62号証	第4回理事会議事概要（速報）（2009年7月16・17日開催）（抜粋）
乙第63号証	第11回理事会議事概要（速報）（2010年2月18・19日開催）（抜粋）
乙第64号証	独占禁止法に基づく措置請求書
乙第65号証	第7回理事会議事概要（速報）（2010年10月19・20日開催）（抜粋）
乙第66号証	過払いに関するQ&A（プロフェクト法律事務所）
乙第67号証	公告
乙第68号証	人権と平和の担い手として（東京弁護士会期成会）
乙第69号証	誓約書（懲戒請求者）
乙第70号証	秘密保持に関する誓約書（入所時）（懲戒請求者）
乙第71号証の1～4	メール（2017年5月11日～7月26日）
乙第72号証	陳述書（松井剛）
乙第73号証	陳述書（佐伯圭佑）
乙第74号証	陳述書（河野真実）
乙第75号証	陳述書（引地真一）
乙第76号証	陳述書（2018年10月31日付け、被審査人酒井）、 別紙、別紙末尾一覧表
乙第77号証の1	決定書（神弁発懲第80号）
乙第77号証の2	議決書（神奈川県弁護士会、平成29年（懲）第6号）
乙第78号証の1	決定書（神弁発懲第75号）
乙第78号証の2	議決書（神奈川県弁護士会、平成29年（懲）第7号 及び第8号）
乙第79号証	条解弁護士法第4版（抜粋）

(3) 職権

丙第1号証

履歴事項全部証明書(被審査法人)

2 人証

綱紀委員会における被審査人酒井及び被審査人浅野並びに弁護士甘利禎康の陳述

第2 平成31年東懲第6号, 同第7号, 同法第2号について(綱紀委員会関連)

1 書証

(1) 本会提出

甲第1号証	陳述書(吉)
甲第2号証	「資料提出のお願い」と題する文書
甲第3号証	「資料の提出について」と題する文書
甲第4号証	調査協力要請書(平成29年6月12日付け)
甲第5号証	事情聴取ご協力依頼(平成29年8月4日付け)
甲第6号証	調査協力要請書(平成29年8月10日付け)
甲第7号証	照会事項に対する回答書(平成29年9月29日付け)
甲第8号証	弁明書(1)(平成29年9月29日付け)
甲第9号証	計算書
甲第10号証	業務委託契約書
甲第11号証	訴状(平成28年7月27日付け)
甲第12号証	訴状(日付なし)
甲第13号証の1	請求書(2016年8月9日付け)
甲第13号証の2	平成28年7月分発注書(平成28年8月9日付け)
甲第14号証	反訳書(2017年2月8日)
甲第15号証	反訳書(2017年7月14日)
甲第16号証	反訳書(2017年9月6日)
甲第17号証	補足説明書(平成29年9月29日付け), 資料1

(2) 被審査人ら提出

乙第1号証	債務整理事件処理の手引 (18～23頁)
乙第2号証	注釈司法書士法 (第三版) (110～123頁)
乙第3号証	注釈司法書士法 (第三版) (28～33頁, 40～43頁)
乙第4号証	注釈司法書士法 (第三版) (6～21頁)
乙第5号証	詳解司法書士法 (126～161頁)
乙第6号証	「書類送付書」から始まる文書一式
乙第7号証	司法書士の社会的役割と未来 (抜粋)
乙第8号証	解説弁護士職務基本規程第3版 (24～31頁)
乙第9号証	陳述書 (齋藤禎範), 添付資料1～3
乙第10号証	陳述書 (若佐一朗)
乙第11号証	陳述書 (安達里美)
乙第12号証	陳述書 (萩原達也), 資料1～2, 大野論文
乙第13号証	陳述書 (藤井靖志)
乙第14号証	陳述書 (甘利禎康)
乙第15号証	陳述書 (吉川榮輔)
乙第16号証	陳述書 (長島弘幸)
乙第17号証	陳述書 (日原聡一郎)
乙第18号証	陳述書 (池辺瞬)
乙第19号証	陳述書 (今酒雄一)
乙第20号証	陳述書 (亀井俊裕)
乙第21号証	陳述書 (清水晃)
乙第22号証	陳述書 (巽周平)
乙第23号証	陳述書 (引地真一)
乙第24号証	陳述書 (外口孝久)

乙第25号証	陳述書（2018年9月28日付け，被審査人酒井）， 別紙，別紙末尾一覧表
乙第26号証	ご依頼書（平成28年3月10日付け）
乙第27号証	人権と平和の担い手として（東京弁護士会期成会）
乙第28号証	多重債務者対策の10年間の取組
乙第29号証	新宿事務所引継シート（2016年3月14日19時 39分）
乙第30号証	新宿事務所引継シート（2016年3月14日12時 58分）

（3）職権

丙第1号証	調査事項照会書について（回答）
-------	-----------------

2 人証

なし（綱紀委員会において調査期日は開かれていない）

第3 「平成31年東懲第4号，同第5号，同法第1号」及び「平成31年東懲第6号，同第7号，同法第2号」併合事案（懲戒委員会関連）

1 書証

（1）被審査人ら提出

懲乙第1号証	被審査法人の所属弁護士数・支店状況一覧表
懲乙第2号証	料金表（平成28年4月15日現在）
懲乙第3号証	調査内容通知書
懲乙第4号証	陳述書（近藤早利）
懲乙第5号証	意見書（那須弘平）
懲乙第6号証	陳述書（2019年8月20日付け，被審査人酒井）
懲乙第7号証	送付状（平成27年4月24日付け，新宿事務所）
懲乙第8号証	送付状（平成27年4月28日付け，被審査法人）

懲乙第9号証	業務委託契約書（平成26年12月25日付け）
懲乙第10号証の1	写真（齋藤禎範，被審査人酒井）
懲乙第10号証の2	写真（齋藤禎範，被審査人浅野，吉井■■■■）
懲乙第10号証の3	写真（齋藤禎範，被審査人浅野）
懲乙第10号証の4	写真（齋藤禎範，被審査人浅野，被審査人酒井）
懲乙第11号証の1	共同原告用訴状（アコムS55）
懲乙第11号証の2	共同原告用訴状（アイフルS460）
懲乙第11号証の3	共同原告用訴状（オリコS115）
懲乙第12号証の1	共同原告用訴状（ニコスS72）
懲乙第12号証の2	共同原告用訴状（ニコスS128）
懲乙第12号証の3	共同原告用訴状（オリコS102）
懲乙第12号証の4	共同原告用訴状（レイクS425）
懲乙第12号証の5	共同原告用訴状（ニコスS214）
懲乙第13号証の1	共同原告用訴状等（一部資料を抜粋）（被告株式会社オ リエントコーポレーション）
懲乙第13号証の2	共同原告用訴状等（一部資料を抜粋）（被告SMB Cコ ンシューマーファイナンス株式会社）
懲乙第14号証の1の1	説明書（①アイフル456）
懲乙第14号証の1の2	共同原告用訴状（①と記載があるもの）
懲乙第14号証の2の1	説明書（②CFJ32）
懲乙第14号証の2の2	共同原告用訴状（②と記載があるもの）
懲乙第14号証の3の1	説明書（③CFJ19）
懲乙第14号証の3の2	共同原告用訴状（③と記載があるもの）
懲乙第14号証の4の1	説明書（④SMB Cコンシューマーファイナンス（株 式会社クラヴィス案件）13）
懲乙第14号証の4の2	共同原告用訴状（④と記載があるもの）

- 懲乙第14号証の5の1 説明書 (⑤オリコ153)
- 懲乙第14号証の5の2 共同原告用訴状 (⑤と記載があるもの)
- 懲乙第14号証の6の1 説明書 (⑥セディナ53)
- 懲乙第14号証の6の2 共同原告用訴状 (⑥と記載があるもの)
- 懲乙第15号証 裁判例 (富山地方裁判所高山支部昭和33年2月18日判決第一審刑事裁判例集1巻2号246～251頁)
- 懲乙第16号証 裁判例 (福岡高等裁判所昭和35年11月22日判決下級裁判所民事裁判例集11巻11号2552～2554頁)
- 懲乙第17号証 判例解説 (最高裁判所昭和46年7月14日大法院判決最高裁判所判例解説刑事篇昭和46年度156～164頁)
- 懲乙第18号証 論文「弁護士とその業務のあり方」(ジュリスト1170号96～103頁)
- 懲乙第19号証 論文「法律事務独占の今日的課題—プラクティスの改革と非弁問題の再検討—」(自由と正義35巻2号7～19頁)
- 懲乙第20号証 論文「中立型調整弁護士モデルの展望—隣接業種との協働, 複数依頼者からの報酬の受領, 営業許可制度—」(宮川光治, 那須弘平, 小山稔, 久保利英明編『変革の中の弁護士—その理念と実践 下』265～283頁所収)
- 懲乙第21号証 論文「弁護士の職業的苦悩—非弁護士活動に関する二つの判決にふれて—」(判例タイムズ269号2～12頁)
- 懲乙第22号証 論文「弁護士の職域」(ジュリスト842号69～74

	頁)
懲乙第23号証	論文「弁護士と法律関連職との協働について」(ジュリスト1180号13～18頁)
懲乙第24号証	弁護士業務改革シンポジウム報告・資料集「21世紀の多様な事務所像をさぐる」第1分科会「隣接業種との協働による新たなステップ」－「総合的法律経済関係事務所」構想を契機として－(抜粋)
懲乙第25号証	文献「詳解司法書士法」17～37頁
懲乙第26号証	文献「司法改革の到達点と課題【2005(平成17)年度法友会政策要綱】」174～179頁
懲乙第27号証	条解弁護士法第4版(抜粋)
懲乙第28号証	上申書(関葉子)
懲乙第29号証	論文「弁護士の懲戒処分に対する救済制度の違憲・違法性と是正の提案 弁護士 神戸大学名誉教授 阿部泰隆」
懲乙第30号証	陳述書(2019年9月5日付け,被審査人酒井)
懲乙第31号証	論文「弁護士の懲戒処分に対する救済制度の違憲・違法性と是正の提案 弁護士 神戸大学名誉教授 阿部泰隆」(懲乙第29号証の修正版)
懲乙第32号証	意見書(弁護士 神戸大学名誉教授 阿部泰隆)
懲乙第33号証	意見書(第2次)(弁護士 神戸大学名誉教授 阿部泰隆),添付1～2
懲乙第34号証の1	書面の提出方等依頼について(平成29年3月31日付け)
懲乙第34号証の2	聴取報告書(平成28年12月8日付け)
懲乙第35号証	東京弁護士会非弁護士取締役委員会宛て書面(平成29

	年4月14日付け)
懲乙第36号証	メール(2016年12月12日)
懲乙第37号証	調査期日通知(平成29年1月23日付け)
懲乙第38号証	債務整理事件における報酬に関する指針
懲乙第39号証	法律業界専門ポータルサイト法務ポータル.COMの ホームページ「特集：日司連・債務整理報酬指針」
懲乙第40号証の1	フォルダ画面(新規依頼【VB様】0323)
懲乙第40号証の2	フォルダ画面(233630×アイフル)
懲乙第40号証の3	フォルダ画面(タニオク様)
懲乙第40号証の4	新宿事務所引継シート(2016年4月8日13時1 3分)
懲乙第40号証の5	受任辞任管理表(お客様番号0233630)
懲乙第41号証の1	単独原告用訴状ドラフト(原告田中■)
懲乙第41号証の2	単独原告用訴状ドラフト(原告池田■)
懲乙第41号証の3	単独原告用訴状ドラフト(原告佐藤■)
懲乙第42号証	単独原告用訴状(原告田中■)
懲乙第43号証	請求書(2016年8月9日付け)(抜粋)
懲乙第44号証	判決正本(大阪地方裁判所平成28年(ワ)第907 5号不当利得返還請求事件)
懲乙第45号証	債権一覧表(原告大島■外3名)

2 人証

当委員会における被審査人らの陳述

これは議決書の抄本である。

2020年3月12日

東京弁護士会

事務局長

望月 秀一



